

平成21年12月第6回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成21年12月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 桜田 秀雄
- 2番 林 修三
- 3番 山口 孝弘
- 4番 小高 良則
- 5番 湯浅 祐徳
- 6番 川上 雄次
- 7番 中田 眞司
- 8番 古場 正春
- 9番 林 政男
- 10番 横田 義和
- 11番 鯨井 眞佐子
- 12番 加藤 弘
- 13番 古川 宏史
- 14番 山本 邦男
- 15番 山本 義一
- 16番 京増 藤江
- 17番 右山 正美
- 18番 小澤 定明
- 19番 京増 良男
- 20番 丸山 わき子
- 21番 新宅 雅子
- 22番 北村 新司

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
教育長	職務代理者	尾高 幸子
総	務部 長	浅羽 芳明
市	民部 長	小倉 裕

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	越 川 みね子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	長 谷 川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多 久 美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 險 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	石 井 勲
総 務 課 長	長 谷 川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成21年12月7日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、来年1月開催予定の子ども模擬議会の勉強のため、市内小中学生及び高校生が議会を傍聴しますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

おはようございます。日本共産党の右山正美です。

質問の前に、昨日の新聞報道で八街選出の県会議員がアルコールで不祥事を起こしたという事で、大変マスコミ等で話題になっております。議会としても、今後、暮れにかけて飲酒とか、そういった機会が大変多くなるわけで、そういった意味からしても、やはり議員一人ひとりが、えりを正していくことが大事ではないかと、私自身も深く戒めて、これからの行政にあたって進めていきたいと、このように考えております。

では、よろしく申し上げます。

第2次基本計画について、国民健康保険税について、2項目について質問をしたいと思います。

1点目は、第2次基本計画についてであります。

基本計画は、今後5年間の展開すべき施策の具体化を進めていくとしています。基本計画の中で将来人口を8万人とし、財政推計では少子高齢化への対応、都市基盤整備などで財源が増大するとしながら、年間10億円減の166億円での運営と見えています。財政運営にあたっては、健全財政を維持しながら行財政改革をより徹底し、適正かつ効率的に進めるとしています。しかし、市民の生活は「貧困と格差」が広がるもとで大変厳しい生活を強いられており、自治体本来の役割を発揮すべきときです。市民生活応援の第2次基本計画を強く求めます。

そこで、市民の声が活かされる街づくりであります。市民の声が反映される街づくりを進めていく必要がありますが、これまでも地域懇談会や市民会議の提言などを受けています。

地域懇談会では、会議のあり方や問題提起の仕方、参加人数など、今後問題を残しています。

また、公募した市民会議も市民は半分にとどまり問題を残しました。

こうした中で、①市民の声をどのように反映されるのか、伺うものであります。

また、基本計画での市民意識調査は2千人に調査依頼し、有効回収は54.5パーセントであります。その中で、安心して暮らせること、65.6パーセント、交通の便利なこと、53.9パーセント、これらが上位となっています。市民は安心して暮らしていける施策を望んでおり、また、利便性の高い交通システムを求めています。

このように、アンケートでは、交通の利便・福祉の充実を望んでいるわけですが、こうした市民の要望にどのように応えようとしているのか、伺うものであります。

次に、駅北側区画整理事業及び関連事業について伺います。

基本計画では、早期の事業完成をすとしてしています。関連事業を含めると大変な事業となり、財政事情が厳しい中で基本計画では年間10億円削減をする予算編成であります。財政難を言いつつ、駅北側開発を進めていけば、市財政をゆがめ、財政の硬直化を招くことは必死であります。

財政縮減の中で最優先に進めていくのか、伺うものであります。

次に、ワースト1からの脱却をどうするのかという問題であります。

国保税の収納率、公園の設置率全国ワースト1。介護保険収納率県下ワースト1。市県民税収納率県下最下位グループという状況は、市民の担税力の限界であります。市民生活実態に即して、軽減対策などを積極的に活用をしていくことが必要であります。国保税も市税も徴収強化で対応を迫っていますが、もう限界ではないでしょうか。

市民生活実態に合わせた施策を求めますが、答弁を求めます。

次に、国民健康保険税について伺うものであります。

異常に高い国保税の問題は、今や「貧困と格差」の深刻なあらわれとして、テレビや新聞・雑誌なども取り上げる社会問題となっております。その中で「八街市の国保税は高過ぎる、何とかならないの」、これが住民の共通の声であり、切実な悲鳴であります。

現在の国保税が、住民の支払能力を超えていることは明白であります。国保税の収納率も年々悪化をたどり、20年度は42.45パーセントとなり、払いたくても払えない状況が生まれ、多くの滞納者無保険者が急増しています。国保税をだれもが払える水準に引き下げ、安心できる医療制度にすることは急務の課題であります。国庫支出金の増額、一般会計からの繰り入れなど強く求めるものであります。

そこで、減免制度の拡充について伺います。

44条一部負担金の減免、77条税の減免の活用を求めますが、八街市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予や77条税の減免の活用をして、失業や倒産、急激な収入減に陥った人、広範な低所得者を減免にすべきであります。

そこで、44条と77条のこれまでの利用状況を伺います。

また、住民への周知徹底を図り、活用をすべきと思いますが、どうか答弁を求めます。

次に、資格証明書の中止を。命と健康を守るため、正規の保険証をという問題であります。平成20年11月21日現在、419世帯に交付、そのうち所得が200万円以下、36.5パーセントとなっており、国保税を払えない低所得者を苦しめています。これ以上の無慈悲な「保険証取り上げ」は許されるものではありません。そもそも国保現行法でも、災害・盗難・病気・事業の休廃止など「特別な事情」がある人は、資格証の対象外となっていますし、自治体の裁量で拡大することも可能です。生活困窮者からの「保険証取り上げ」は、国保法の本来の趣旨に反することは明らかです。

このことから、厚労省は「特別な事情」の把握の徹底を含め、「適切な運用」を自治体に求めております。本市ではどのように対応されているのか伺います。

次に、払える国保税に。応能割の見直しをという問題であります。

政府は1995年から国保税が全体に占める「応益割」の割合が45パーセント以上55パーセント未満となっている市町村には、減額割合を「7割、5割、2割」とすることを認めるようにしました。逆に、「応益割」割合が35パーセント未満の市町村は、減額割合を原則「5割、3割」としました。減額割合に格差をつけて、「応益割」の比重を高めるよう自治体を誘導し、低所得者に重い国保税にしていくのが政府のねらいでした。

こういう制度改革が進められた結果、「法定減額」の多少拡充にも関わらず、今日、中低所得者が国保税を払えなくなる事態が一層深刻化しています。

八街市は、平成16年の保険税率の改正をし、応益負担である均等割・平等割を大幅に引き上げ課税をしたことで、滞納世帯が増加したことは明らかです。この部分の見直しをし、引き下げをすべきと思いますがどうか、答弁を求めるものであります。

最後に、新型インフルエンザについてお伺いいたします。

インフルエンザ患者数は全国推計で189万人、3週連続増加をしたと国立感染症研究所は発表いたしました。厚生労働省は流行の中心が小中学校であるとし、ほかの世代にどう広がるか見えず、今後の患者数の伸びは予測できないとの見方をしております。

今日のテレビ報道でも、年齢の低い層が100人も死亡しているという報道もありました。このように今後の感染の急速な拡大が想定され、感染予防と重症化防止に向けた対策が急務であります。

予防接種の窓口負担は2回で6,150円もかかり、経済的理由で予防接種を受けられない事態は絶対に解消をしなければなりません。こうしたことから、県内でも浦安市・習志野市・夷隅市・安房3市1町、東庄町・酒々井町など費用の負担軽減を図っています。このことは住民の接種率を高め、感染や重症化を防止するものとして効果的であります。市としても、せめて、幼児・小学生。中学生までの予防接種の助成を求めますがどうか、答弁を求めます。明解なる答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

日本共産党、右山正美議員の質問に対し、答弁いたします。

初めに、質問事項1. 第2次基本計画について答弁いたします。

(1) ①、②は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

市民一人ひとりが多種多様な価値観を持つ中で、市民の理解と協力のもとに計画の策定を進めていくことが不可欠であると考えております。

第2次基本計画策定にあたりましては、市民と行政が協働して街づくりを進めることができるよう、市民意識調査の実施、まちづくり団体アンケートの実施や地区別の懇談会の開催とあわせまして、公募市民16名を会員とする「八街市まちづくり市民会議」を設置しまして、5月から毎月1回、市役所会議室で、市をより豊かで暮らしやすい街とするため、市民の視点から意見を交わし、討論を重ねまして、「第2次基本計画に関する提言書」として提出されております。

いただいたご意見につきましては、基本理念に基づき、将来都市像の達成に向けて、早急に対応が迫られているものや、市民要望の高いものから優先的に第2次基本計画（案）の中に具体的な施策や事業として位置付けしております。

また、市民意識調査などの結果から、市民意向の強い分野である交通の利便性や安全・安心、高齢者福祉の充実などにつきましては、街づくりを進めていく上で、特に何を重要課題と捉え、基本計画全体を先導する施策を進めていくか、その政策の方針を明らかにするとともに、八つの街づくりの分野別計画を超えて、横断的に関連する施策を連携させることにより、相乗効果を生じさせるリーディングプランを設定しまして、「安心快適プラン」で暮らしの安心や快適環境の確保を、また「魅力創造プラン」で、道路交通ネットワークや交通環境の整備、快適な市街地形成の推進などを掲げることとしております。

次に(2) ①ですが、八街駅北側地区土地区画整理事業につきましては、駅周辺の活性化を図る上で、最も重要な事業であると考えており、事業区域内の整備状況につきましては、約96パーセントが完了しており、引き続き事業完了に向け鋭意努力してまいります。

また、関連事業につきましては、駅周辺市街地の浸水の解消を図るため、下水道事業による大池第三雨水幹線の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、(3) ①ですが、第2次基本計画策定にあたりましては、第1次基本計画に登載されております施策や事業につきまして、事業ごとの進捗状況や成果などを評価し、施策の現状や問題点を洗い出し、2次基本計画で取り組むべき課題を抽出する作業を行いました。そして、この結果を受けて、現計画の各分野の基本方向や重要課題に対する取り組み方法を検討しまして、その方策を具体的な施策として反映するとともに、先の答弁のとおり、八街市まちづくり市民会議の提言書や市民意識調査結果なども十分に見据えまして、早急に対応が迫られているものや、市民要望の高いものから優先的に第2次基本計画（案）の施策や事業として位置付けをしております。

また、ワースト1からの脱却ということでございますが、特に市税等の収納率向上ということに関しましては、市民の皆さん一人ひとりのご理解、ご協力が不可欠でありますので、ともに力を合わせながら着実にステップアップを図っていく必要があるものと考えております。

次に、質問事項２．国民健康保険について答弁いたします。

(1) ①ですが、国民健康保険制度につきましては、被保険者間の相互扶助の理念のもと、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うという根本原則であり、一部負担金の制度も受益と負担の公平を図るために設けられているものであると思います。しかし、国民健康保険法第44条では、災害や生活困窮など、特別な理由があるために、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合に、保険者は一部負担金の減免措置をとることが認められており、八街市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱を定めておりますが、昨年度の申請はございませんでした。

また、保険税の減免につきましても、八街市国民健康保険税条例第24条及び八街市国民健康保険税減免取扱要綱を定め運用しており、昨年度は17件の申請に対し、16件が減免となっております。

この医療費一部負担金や保険税額の減免は、単に所得の多寡によるものではなく、災害や失業などの特別な理由により、一時的、臨時的に収入が大幅に減少したときの例外的なものであり、取扱要綱に基づき、適切に運用を図ってまいりたいと考えております。

なお、保険税の減免制度の市民への周知につきましては、納税通知書、広報やちまた及び保険証交付時に同封したパンフレットにより周知しておりますが、さらなる周知をしてまいりたいと考えております。

次に(2) ①ですが、国民健康保険被保険者資格証明書の交付は、国民健康保険法第9条に規定されており、納期限から1年が経過するまでの間に保険税を納付しない場合においては、災害、その他、特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとされております。しかし、本市は納期限から1年を経過する保険税に滞納がある場合でも、直ちに資格証明書を交付するのではなく、短期被保険者証制度を活用し、さらに1年間、納税を促す猶予措置をとっております。

資格証明書の交付措置につきましては、厳しい措置とは思いますが、国民健康保険制度を守っていくため必要な制度であると理解しており、今後も資格証明書の取り扱いにつきましては継続していく考えでおります。

なお、資格証明書交付世帯であっても、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者、及び15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者につきましては、短期被保険者証を交付する取り扱いとなっております。

また、本市では、当分の間、新型インフルエンザの感染拡大を抑制するため、新型インフルエンザの疑いがあり、診療を受ける方、受けた方は国保年金課に申し出ることにより、短期被保険者証を交付することにしており、その旨を全資格証明書交付世帯に個別通知をしたところでございます。

次に(3) ①ですが、国民健康保険事業に要する費用の財源は、国等からの交付金と国民健康保険加入者に負担していただく保険税により賄っております。

国民健康保険は、保険税等の収入に応じて、医療給付費等の支出を抑制することができな

いため、給付費等の支出を賄う財源を確保しなければなりません。

平成20年度の決算における単年度の保険税収納必要額と平成21年度の現年度分調定額が、ほぼ同額であることや、給付費が年々増加していることから、本市の国保財政運営は非常に厳しい状況にあります。このため、健全な国保財政運営には、保険税額の確保を前提とした保険税の見直しを行う必要があることから、均等割または平等割を引き下げた場合は、所得割に転嫁することとなります。

こうした場合、従前より問題となっている応益割の軽減措置を受けられない、200万円前後の所得階層世帯の負担増が生じるため、応益割、応能割を見直すことについては、簡単に結論付けることができない大きな課題であります。

なお、本市の課税限度額につきましては、国の基準額に対し、医療保険分で2万円、後期高齢者医療支払分で1万円、介護保険分で1万円、総額で4万円下回っており、さらに厚生労働省は平成22年度税制改正において、医療分3万円、後期高齢者医療支援分1万円の限度額引き上げの要望を盛り込んでおります。

国保税の見直しにつきましては、これらの情勢の変化や本市の国保財政の現状を検証しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に(4)①ですが、ワクチンの接種は、11月から妊娠中の方や慢性呼吸器疾患、あるいは慢性心疾患などの基礎疾患がある方を対象に開始され、12月からは1歳から就学前の幼児等を実施されるところでございます。

市におきましては、こうした優先接種対象者のうち、生活保護を受けている方及び市民税非課税世帯の方の接種費用の全額を助成しようとする、「八街市低所得者等に対する新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業実施要綱」を制定しております。

国は「平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱」により、市町村が行う助成事業に対し、国庫補助をすると通知してきましたが、生活保護の方及び市民税非課税世帯の方以外に対する助成は対象としておりません。

今年初めて実施された新型インフルエンザワクチンの接種であり、現段階では生活保護の方や市民税非課税世帯の方以外への助成はしておりませんが、今後、国や県の動向を見守りながら対応してまいりたいと考えております。

○右山正美君

時間がありませんけれども、若干、再質問したいと思います。

第2次基本計画ですが、パブリックコメントでいろいろ皆さん方の市民のご意見など、今いただいているところであると思いますが、この市民の方々のご意見等は、どこまで、いつまでいただいて、そして基本計画、来年の3月の議会に合わせて、これはやっていくと思いますけれども、ご意見などは一体どこまで。その計画をちょっとお知らせ願います。

○総務部長（浅羽芳明君）

市民の方のということでございますけれども、まず、いろいろありますけれども、今お話にあったパブリックコメントですが、このことにつきましては、今回、11月10日から2

4日まで実施をいたしました。計画の案に対しまして4名の方から28件の意見の提出がございました。これらにつきましては、現在、各担当課において対応を検討しているところでございますけれども、採用すべきものということで判断できれば、この案の中に追加をしていきたいというふうに思っております。

○右山正美君

全体として、やはり市民の声というものは、これはやはり大変少ないと思うんですよ。もっともっと広範な市民の方々の意見をやはり聞くことが大事でありますし、また、せっかく出された意見が、これが訴状されないで、そのままにされているとか、あるいは論議もされないで、そのまま取り残されてしまうということは、やはりせっかく市が皆さんに意見をいただいたんですから、そういったものが、いろんなものが出ましたよという形で、やはり市民に知らせていく。このことも大事ではないかというふうに思います。

市長の答弁があったとおり、市民要望の多いものからという具合に答弁されたんですけれども、やはりこの市民アンケートの中で、この市民が今行政に対することは、やはり安心して暮らしていける、このこと。そして、利便性の高い交通システム、これがやはり上位を占めている。50パーセント以上を超えて大変多い要望なわけであります。こういったのをやはり加味して、十分に第2次基本計画に、これは反映させていくべきではないかと、そういうふうに思います。

また、市民会議の中でも出されたものがあるんですけれども、なかなか大変いいアイデアもありますし、いろんな要望も出ておりますし、こういったものも含めて、さらに参考にしながら、あるいは取り込んでいけるものがあれば、どんどん取り込んでいって、市民会議のやはり声も反映させていく必要があると、そういう具合に思います。

私が1つ疑問に思ったのは、この平成17年3月に、これは2005年の策定をしました。今度の策定の第2次基本計画の案がこれです。この2005年の平成17年3月に出された「めざそう」の値、これが、やはりこれの中に活かしていかなければいけないのに、この計画の中に取り込んであるのかどうか、私はちょっとざっとですけれども、見ましたけれども、この数値、値とかそういったものをちょっと検討された方がいいのかな。せっかくこの2005年の平成17年度にできた、この値が、この中で活かし切れないように思うんですけれども、また、そのまま掲載されていくというような感じのもいろいろありました。これは、またこの場ではなくて、後でも意見を交流しながらやっていきたいと思っておりますけれども、やはり地域懇談会も大変人数が少のうございました。これは、やり方とあり方とか、いろいろ問われる問題がいっぱいあると思います。それで、市民に対してやはり提言をする、この中身もやはり八街市は、この2005の中で、こういう具合に今まで来ましたよという、そういった親切なやはり市民に対して提示をしていく必要があるだろうと。やはり何も市民に情報を与えないで、会議を開けば、右往左往の意見ばかりになって、こちらがそういったこれまで八街市が、こういった数字でやりますよ、ここまで実績ありますよ、ここまでしか進んでいませんよと、そういった問題提起をちゃんとする人があるんじゃないかと。やはり

会議のあり方、持ち方に、やはりもう一工夫を加えて、より多くの市民の方々の意見をいただくということは、私は大変重要ではないかなというふうに思いますし、ハードな面では、確かに数値がピンッと入っています。ソフトの面では、あいまいになっている部分が大変多うございます。そういった問題もしっかりとしていく必要があると、私はこう思います。

それから、国民健康保険税の問題ですが、やはりこれは大変な状況で、収納率、滞納繰越を含めると、本当に42.45パーセント、大変厳しくなってきました。こういった問題を含めて、やはり全国ワースト1という、そういった3年連続ですから、これをいかにしてやはり解消していくかということが大事ではないかなというふうに思います。

税の徴収強化だけで、本当にこれが解決できるのかというと、そうではないというふうに思いますし、減免制度の問題、いろんな問題で、やはり市民の生活実態に合わせた、そういったものに税も変えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

2009年11月10日、国会交渉をやりました。これは千葉県の共産党の議員が毎年やっている予算要望の交渉でございます。私も11月10日に行ってきました。インフルエンザの対策の問題、国保、医療の問題について厚労省の人たちと話をしておきました。

要望を出したわけではありますが、その中でインフルエンザについては、集団接種も可能であるという具合に、それから12歳以上は内科で処置できること、そういった面々の話が出ました。低所得者、非課税者は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、こういう状況で、国の助成で、そうやってインフルエンザがあります。

国保については、国庫負担率を引き上げてくれと。国は負担率はそのまま、そしてペナルティーもやると、収納する努力は必要だからというふうに言っていました。しかし、やはり机上の考え方なんです。八街市の実態を話ししました。本当にこういう具合で、負担を引き上げてもらわないと本当に大変な状況だと。まして、職員が努力しているにも関わらず、そういったペナルティーを課せること自体が、これは国保財政の悪化を一層引き上げているんだということでやりましたら、それは国ですが、検討ということはどこまで検討するか、わかりませんが、直接これは交渉して、そういった実態も踏まえて、私もはそういった交渉をしたわけでもあります。

ですから、国にももちろん働きかけますけれども、やはり自治体としても市民実態に合わせた、そういった保険税、そういったものを含めて考えていく必要があるだろうというふうに思います。

それから、担当課にお伺いしますが、今年の5月、政府は失業によって健保から国保に移った人に対して国保税の減免措置をとった場合に、国が財政支援をする措置を決めています。これは、5月29日付の厚労省通達ですが、これは確認しておりますか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

ご質問のことにつきましては、国からの通達等、十分こちらの方では把握してございます。

○右山正美君

ですから、こういった44条、77条含めて、あと厚労省のこういった通達等々があるわ

けですから、やはりこういったものを加味しながら、市民と話をしながら、有効にやはりこういった減免制度の活用をしていただきたいと、こういう具合に思います。

最後に、インフルエンザについて再度お伺いしますが、やはり年が行かない幼児から小学校、中学校のあたりが一番死亡率も高いですし、感染率も高くなってきます。そういった意味では、本当に6千150円という負担が家庭にかかって、その命の重さを経済状況の中ではかりにかけてはいけない、そういうふうに思うんですよ。ですから、ほかの県の中でも、こういった住民負担をしていくというところは、1千円、2千円、3千円、あるいは全額というふうにしているわけですから、私は、その辺は検討を加えていってもらいたいと思いますが、担当課に再度お伺いします。

○市民部長（小倉 裕君）

先ほど市長が答弁しましたとおり、現在のところ助成は考えてございません。

○右山正美君

何と情けない話ですよ。今、生活保護世帯と低所得者には、国の補助で国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、こういった形で市の持ち出しも大変少ないから、そういったのはやる。ところが、幼児とか、小学校、中学校、せめてこの分だけでも、やはり私は全額とは言いませんよ。たとえ1千円でも2千円でも、そういった助成ができるのであれば、それはやはり今後検討を重ねていく必要があると思います。

第2次基本計画も含めて、やはり市民の福祉や暮らしを守るためにどうするのか。こういったものも含めて、積極的な考え方で第2次基本計画を策定していただきたいことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時53分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、3点にわたりまして、質問するものであります。

まず、無料低額宿泊所についてであります。

無料低額宿泊所は、生活困窮者やホームレスとなってしまった人に無料または低額で居室を提供し、就労や自立を支援する民間施設ですが、生活保護を受けている人から保護費のピンはねや入所者の権利侵害が行われ、貧困ビジネスとして社会問題化しています。

八街市においても無料低額宿泊所、あるいは類似施設があり、入所者の生活実態について

伺うものであります。

まず、施設ごとに入所者数、生活保護受給者数、受給年数はいかがか。

また、各施設の入居者は、生活保護費から部屋代・食費・光熱水費など徴収され、手元になお金しか残らず「就職活動もまともにできない、自立の意志があってもなかなか自立できない」など、深刻な実態があります。特に部屋代については、厚労省の指針では、「無料または低額」としてはいますが、適正な運営について把握されているのかどうか伺うものであります。

次に入所者への自立支援についてです。

無料低額宿泊所は、社会福祉法で第2種社会福祉事業に位置付けられ、「施設保護」となっています。自立を助長するという生活保護法の目的から、生活扶助は居宅において行われるのが原則であり、入所者の転居など自立支援はどのように指導されているのか、伺います。

3点目に事業者への指導強化についてであります。

無料低額宿泊所は、個人や任意団体でも開設でき、国は法的拘束力のないガイドラインしか定めておりません。このことが、入居者や施設のある地域に大きな戸惑いと不安をもたらしています。国に対し、法整備の要望を早急にすべきであるがいかがか。

また、現在六区地域に建設がされようとしている類似施設への市の対応はいかがか、答弁を求めるものであります。

大きな2点目に、入札・契約制度についてであります。

まず、適正な契約の推進についてです。現在の八街市の入札制度は、可能な限り安い価格で調達することで、税金のむだをなくし、節約するという考え方に基づいておりますが、低入札価格によって、粗悪の手抜き工事が行われたり、品質に問題のある可能性や下請業者の下請代金、また、そこで働く労働者の賃金が切り下げられ、赤字受注や倒産・廃業、技術者の労働条件悪化、失業につながるなどが懸念されております。

今年4月、総務省・国交省は、深刻化する地域建設業の救済に向けて、最低制限価格・低入札価格基準値の見直しなど、適正価格での契約推進を各自治体に対し要請しています。

そこで、八街市の今年度の低入札の状況と低入札価格調査制度の実施はいかがか、伺うものであります。

次に、野田市では市発注の公共工事や業務委託などの公契約に関わる労働者の生活できる賃金確保や住民サービスを守るなどを盛り込んだ公契約条例の制定をし、全国の自治体にもこの取り組みを呼びかけていますが、八街市の取り組みはいかがか、伺うものであります。

2点目に中小地元企業の受注機会の保障についてであります。

景気悪化のもとで、地元企業の育成・経営安定への取り組みは切実です。入札制度の透明・公正性を確保しつつ、公共工事・委託事業など分離分割発注や市内に本店を置く事業者を最優先にした受注機会の保障をすべきと思うがいかがか、答弁を求めるものであります。

3点目には、冠水対策についてです。

大雨のたびに市内各地で冠水被害がもたらされ、市民生活の安全・安心への取り組みが早

急に求められております。来年度の解消計画を伺うとともに、大雨のたびに車を移動している真井原地先団地の抜本的対策を求めるがいかがか、答弁を求めるものです。

以上、3点について明解なる答弁をいただきたいと思っております。

○市長（長谷川健一君）

日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 無料低額宿泊所について答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、市内に存在する無料低額宿泊所は2カ所、類似する共同住宅施設は3カ所であります。

まず、市内の無料低額宿泊所につきましては、四木に所在する施設には、定員10人に対して4人が入居し、全員が生活保護を受給しております。六区に所在する施設には、定員14人に対して全室入居し、このうち1人が当市から生活保護を受給しております。

六区に所在する施設は昨年開設したばかりですので、入居者の生活保護受給年数は1年未満ですが、四木に所在する施設は平成15年に開設しており、入居者4人のうち3人は生活保護受給年数が5年を超えている状況であります。

次に、類似する共同住宅施設につきましては、勢田に所在する施設には定員4人に対して2人が入居、沖に所在する施設には定員14人に対して10人が入居、四木に所在する施設では定員29人に対して14人が入居しており、やはり入居者全員が生活保護を受給しております。

生活保護受給年数は、勢田の施設に入居する2人のうち1人は5年以上、もう1人は1年未満であり、沖の施設に入居する10人のうち3人は5年以上、他の7人は3年未満であります。四木に所在する施設は今年開設したもので、全員が1年未満であります。

また、本市からの生活保護受給者が利用する市外の無料低額宿泊所は10カ所で、利用者は15人となっており、生活保護受給年数は、1年未満が7人、3年未満が6人、3年以上が2人であります。

次に②ですが、本市では、無料低額宿泊所の事業者に対して、県のガイドラインに従って運営を行うよう指導しているところであります。ガイドラインには、施設の設備基準や運営基準、費用についてなどが定められており、これに違反して不当な利益を図ったり、入所者の処遇において不当な行為をした事業者には、社会福祉法に基づいて事業の制限または停止が命じられることとなります。

最近では、事業者が部屋を提供するかわりに、生活保護費を管理して、家賃と称し、その大半を天引きされたとして入居者が告訴に踏み切ったなど、無料低額宿泊所を問題視した報道が見受けられるところではありますが、本市に所在する無料低額宿泊所においては、利用者との間で施設利用契約を締結した上で、県が示す現行のガイドラインを遵守した運営がなされていると理解しております。

次に(2) ①ですが、無料定額宿泊所に入所する大半の方は、生活保護を申請することから、その際、申請者の生活の実情を具体的に把握するとともに、福祉に関するさまざまな制

度の活用も含め、必要な助言を行い、生活保護の適用にあたっては定められた要件に従い、適正に実施しているところであります。

また、一般住宅に居住する被保護者の方と同様に、定期訪問を実施し、健康状態や就労状況などの実態把握を行っているところであります。

今後も定期訪問の計画的な実施により、個人個人の処遇状況を把握するとともに、一般居住生活への移行や就労支援相談員による自立に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、無料低額宿泊所は、社会福祉法の第二種社会福祉事業に位置付けられる施設であります。しかし、設備や運営に関して法令による定めがないことから、国の指針に基づき、各都道府県がガイドラインを定め、指導が行われておりますが、届け出により簡単に開設できるのが現状であります。

また、入居者のほとんどが生活保護を受給しており、家賃は施設の規模や設備に関わらず、生活保護における住宅扶助の上限額に設定されている施設がほとんどであると言われております。最近では、入所者に無断で銀行口座を開設して、生活保護費を徴収・管理する、あるいは生活保護費の大半を施設利用料や食費等の名目で徴収するといったことが、マスコミ報道でも問題視されております。

このような問題は、生活保護行政の適正な執行を阻害するものであることから、市といたしましても、市長会を通じ、国に対して無料低額宿泊所の許可制や住宅扶助費認定基準の改正などを要望しているところであります。

また、国でも規制強化と住宅政策の見直しを検討し始めたとのことでありますので、県や近隣市町村とも連携を図りながら、今後も継続して早急な法整備を求めてまいりたいと考えております。

次に②ですが、無料低額宿泊所は届け出のみで開設でき、また、寄宿舍やアパートといった建築確認申請があれば、なおのこと、建築基準法が遵守されていれば、建築を阻止することができないのが実情であります。

しかし、市内には２カ所の無料低額宿泊所と、それに類似する施設が３カ所存在し、まだ空室も存在することから、当市には、これ以上必要ない施設であると認識しております。

今後も新たな無料低額宿泊所の事前協議にあたっては、市の方針により事業主への開設撤退を求めるとともに、市に求められる意見書においても、一切反対である旨の意向を示してまいり所存でございます。

次に、質問事項２．入札・契約制度について答弁いたします。

（１）①、②は関連がございますので、一括答弁とさせていただきます。

これまで本市では、入札契約制度の透明性・競争性を高めるために、さまざまな改革に取り組んできたところであります。特に、平成１７年６月から実施いたしました制限付き事後審査型一般競争入札、いわゆる郵便入札により、これまで９０パーセント台で推移していた平均落札率を郵便入札においては、８０パーセント台まで、引き下げることができました。

これは、入札契約制度の改革に積極的に取り組んできた結果であり、財政的な面から見ても大きな成果であると考えております。

なお、平成21年度分の入札状況を見ますと、全体件数169件中、落札率が70パーセントを下回った案件は、委託が10件、工事が9件の19件でありました。このうち、完了している工事案件を見ますと、不備の確認がされたものはなく、適切に施工され、完了しております。

今後さらに担当職員による施工中の現場管理を徹底するなど、しっかりと監督してまいりたいと考えております。

また、低入札価格受注により、下請業者に対する価格面での圧迫や実際に働く労働者への資金の支払いなどが懸念されるところでございますが、本市におきましては、八街市建設工事適正化指導要綱を定め、建設工事の請負契約の適正化、元請け、下請関係の合理化、適正な施工体制の確立、建設工事に係る紛争相談等に関する事項など、受注業者に対する指導を行ってきた結果、これまで本市の発注した工事において、下請業者のトラブルが発生した等の報告は受けておりません。

今後も引き続き、元請け業者への指導を徹底することにより、公共工事における適正な請負関係の確立に努めてまいりたいと考えております。

なお、低入札価格調査制度は、入札において提示された額が、工事または製造の請負契約を適正に執行することが、可能な金額か判断する制度であります。案件ごとに条件が異なることや明確な判断基準が示されていないことから、適正であるか否かの判断は大変困難なものとなっております。これまで本市では採用しておりません。

なお、総合評価方式については、今年度中に要綱を作成し、来年度試行を目指しておりますので、今後の競争入札における落札率の推移、並びに低落札率により受注した案件の施工状況等を注意しながら、低入札価格調査制度の検討も含め、さまざまな視点から入札契約制度の改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、野田市が全国に先駆けて、本年9月に条例化した、公契約条例については、低入札価格により、下請業者や業務に従事する労働者に、しわ寄せがされ、賃金の低下を招くおそれがあることから公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることを目的として条例が制定されております。

なお、この問題は、自治体単位で解決できるものではなく、本来、国が公契約に関する法律の整備をし、速やかに必要な措置を講ずることが望ましいと思われませんが、本市においても、現在、検討をしておりますので、今後さらに調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じた、コスト縮減を図る観点から、適切な発注ロットの設定が要請されているところでありますが、従来から市内業者に対する受注機会の確保を図る上から、分離・分割発注につきましても配慮しているところであります。

本年度は、国の平成20年度第2次補正予算での地域活性化・生活対策臨時交付金及び平成21年度第1次補正予算での地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した事業について、「地域活性化」を図ることが、第1の目的であることから、本来は制限付き一般競争入札の対象となる、設計額が1千万円以上の工事については、「市内に本店または営業所がある者」とし、地元、中小企業の受注機会に配慮し、指名競争入札を実施しているところです。

また、公園施設整備工事にあたっては、分割発注を実施し、市内に本店を置く企業の受注機会の拡大を図ったところでございます。

なお、平成19年度より実施しております小規模工事等の契約状況といたしましては、平成19年度は契約件数で217件、契約金額で約1千200万円。平成20年度は契約件数で314件、契約金額で約2千150万円と確実に効果を上げております。

今後につきましても、地元中小業者の受注機会に配慮し、各事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 冠水対策について答弁いたします。

(1) ですが、今年度は国の交付金を活用し、現在、工事中のものを含め、既に14件もの工事を発注し、冠水解消に向け鋭意努力をしております。

また、今後さらに2件の工事を発注する予定となっております。

これらの工事の多くは、永年の懸案でもあったものであり、大変大きな成果をもたらすものと期待をしております。

来年度以降につきましても、引き続き冠水解消に向け、地域の声を聞きながら、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に(2) ですが、ご指摘の箇所につきましては、道路に水がたまるという苦情が寄せられていたことから、側溝清掃を実施することとしておりますので、しばらく様子を見ていただきたいと思います。

なお、清掃後においても状況が好転しないようであれば、必要な改修を行うこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○丸山わき子君

それでは、自席にて再質問いたします。

まず、無料低額宿泊所についてなんですけれども、この適正な運営がされているのかどうかという点でございます。私、あちこち調べさせていただきました、入居者の生活実態というのは、四畳半の部屋をベニヤ板で半分で仕切って、ふとんを敷けば目いっぱい広さなんです。身動きは全くできない。プライバシーは当然守られない。部屋代はこういう施設は無料化、低額であるはずなのに、生活保護の住宅扶助基準限度額と同じ、こういうような状況もあります。そして、食事も提供されていますけれども、大変粗末なものや、そして光熱水費も実費程度ということなんです、1カ月1万3千円もとる。こういった施設が見られるわけです。

先ほど県のガイドラインに従って指導しているんだというような答弁がございましたけれ

ども、適切な本当に指導がされているのかどうかと、大変疑問を持つところであります。

また、八街市には2カ所の無料低額宿泊所があるということで、今、説明いただいたわけですけれども、市外からホームレスとなってしまった方を連れてきて、生活保護を受けさせる。これによって、施設運営をしているというケースがあるわけですけれども、先ほどもありましたけれども、社会福祉法第72条、そして厚生労働省の社会援護局では、この無料低額宿泊所に関しまして、指針を出しております、不当に営利を図った場合は経営の制限、または停止を命ずることができる。こういった旨が規定されているわけなんです。明らかに、こうしたビジネス的な対応をしている施設に対しては、厳正な措置が必要ではないかなというふうに思うんですが、その点、八街市の施設に関しまして、どのような対応をされたのか、お伺いしたいと思います。

○市民部長（小倉 裕君）

社会福祉法第二種の方につきましては、やはり県のガイドラインに沿って指導してはございますけれども、今までいろいろ、私どもに情報が入っておりますけれども、やはり低額宿泊所というのは、やはり短期間、3カ月程度内に自立できるように支援する、そういう施設でございますので、県あるいは国の指針に沿っては、一応、指導はしてございます。

○丸山わき子君

先ほど市長が、これ以上必要ない施設だということを言われました。私もそう思います。現在、八街では31名の方が、こういった施設に入っているわけですが、今後はこの定員を見ますと、まだ倍以上入れる状況があるわけですね。現在は31名。今後、39名入るといような状況で、これでは本当に八街市の財政もたまったものではないというふうに思います。

それで、私はこういった施設に対してやはり厳しい対応をしていくべきだと。この2つの施設では、生活保護費の先ほども申しあげましたけれども、住宅扶助費3万7千200円、丸々この施設で住宅扶助費としてとっているわけですね。これは低額どころか、無料どころか、とんでもない話だと。こういうところでも、厳しく対応していくということが必要であるというふうに思います。

それから、入所者の自立支援なんですけれども、今、部長は約3カ月程度というようなお話をされました。3カ月以上入居し、その後は自立をさせていく。こういうことが、今、求められていると思いますけれども、しかしながら、先ほどの説明ですと7割以上が1年以上滞在している状況ですね。長い人は5年にもなっているわけで、これでは自立どころか、八街市がこの無料低額宿泊所に依存していると言わざるを得ないというふうに思うわけですね。そういう点でも、積極的に自立支援への取り組みをすべきではないかなというふうに思うわけなんです。

その辺については、再度どんなふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○市民部長（小倉 裕君）

私ども事業者が窓口、あるいはケースワーカーが各そういう施設に行ったときには、そう

いう旨で指導はしておりますけれども、実際、私の個人的な考えとしまして、本来であれば無料あるいは低額ですから、無料に近い金額が妥当ではないかと思っておりますけれども、実際、今、丸山議員がおっしゃったように限度額いっぱい請求してきております。こういうものにつきましても、指導はするんですけれども、実際その施設がある場所が非常に不便ところに建てておりますので、実際その入居者の就労活動がしづらいということがありますので、その辺も事業者につきましても指導しているんですけれども、事業者によっては車でハローワーク、そういうところへ一応就労支援はしているというようなことは申されておりますけれども、実際それがどの程度、実際活動されているかは、ちょっと私どもは把握しておりませんけれども、今後もそういう就労支援に向けた指導を事業者に強く求めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

実態調査の中で、生活保護費が支給されると、家賃が引かれ、食費が引かれ、光熱水費が引かれますと、手元には2万円弱、こういう状況ですよ。就職活動といっても、なかなかできないと。そういうことが、今も部長が言われましたけれどもできないと。実際にこういう施設の施設長も仕事を探しに行けと口では言うけれども、実際に小まめな対応はされていません。八街市も生活保護の支給はされていても、実際に現場に行って受給者に対する指導というのは、年1回程度しかやられていないわけですね。これでは、お話にならない。やはりきちんと自立支援のための対応をすべきであると。厚生労働省はケースワーカーに対して施設入所者の自立支援を指導するように許可しているんだと。これは、先だって私も先ほど丸山議員からお話がありましたように、厚生労働省への交渉の中で、ケースワーカーさんには施設入所の自立支援を徹底して指導していただきますと、こういうようなことを言っているわけですが、やはりケースワーカーの今後の対応というのが、大変重要であるというふうに思います。

それで、やはりこういった宿泊所の問題が起こる背景には、生活困窮者に対する国や自治体の支援や施策が十分に用意されていない。ここに大きな問題があるというふうに思います。こういった宿泊所、3カ月たったら、それぞれ自立していただくように指導するに対しても今やはりそういった専門員が少な過ぎるのではないかというふうに思うわけなんです。そういう点では、人員をきちんと増やして、懇切丁寧な自立支援の対応をすべきであるというふうに思うわけなんです。その辺についてはどうなんでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

私どもは、自立支援に向けましては、今、11月の末から国のセーフティーネット、そういうもので、10割、国の国庫補助なんですけれども、そういうことで、今、1名、一応、委託会社と契約しまして、雇用して、これから活動に進めているところです。

また、新年度に向けましても、できましたら、また臨時職員で、そういう専門についての方の経験のある方、そういう者を雇用しまして、就労の方に力を注いでまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、お願いしたいと思います。そういった点で、具体的に、この解決を図っていくためには、八街市が今後どういった方向に持っていくのかと、そういった面も含めて、ガイドライン的なものが必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

今現在、私どもは県のガイドライン、それを参考に指導してございますけれども、今、担当部署にも年度内、3月までに八街市のガイドラインを作成するように、今、指示してございますので、今後はそれを早目に作って、就労支援の方に努めてまいりたいと考えてございます。

○丸山わき子君

ぜひ、無料低額宿泊所の本来の役割は、あくまでも一時的であり、それから緊急的な福祉施設であると。決してビジネスの対象にはさせてはならないというふうに思います。そういう点では、市の姿勢も厳しい姿勢が求められていると思います。施設運営、それから入居者の処遇改善とともに、相談窓口の充実、こういった点での自立支援の体制や、それから六区で今起こっている地域住民の問題、こういった地域住民の気持ちが尊重されるような、八街市のガイドラインをきちんと作って対応していただきたい、このことをお願いするものであります。

次に、入札契約制度についてお伺いするものであります。

これは、低入札の問題では、大変経済の低迷を起こすという点で、各関係者からは大変これは大きな問題であるということ、いろいろな声が上がっているところですが、八街市は今年度、一般競争入札、23件実施しているわけですが、そのうちの13件が低入札という状況なわけですね。特に7月15日、5本の入札が行われているわけですが、すべて50パーセント台、60パーセント台という低入札価格であったと。先ほど、低入札価格に関しての答弁がございましたけれども、低入札のこういった状況で、公共事業の目的や機能や効果が本当に果たせるのかどうか。その辺について、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○財政課長（加藤多久美君）

議員ご指摘のとおり、7月15日の入札の件については、かなり低額ということで、下は60パーセントという落札率になっております。その公共工事の品質の確保については、私ども常日頃から気にしているところでございますが、私ども適正化指導要綱等々がございす。それから、市長答弁でも申し上げたとおり、総合評価の要綱も今年度中に作りまして、来年度から施行予定ということで、その関係を含めて、これ以上、5割を切るような場合があれば、もちろん低入札価格制度導入も含めて考えていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○丸山わき子君

やはり、この低入札というのは、地域の経済に対してもいろいろと弊害があると。やはり公共事業の目的というのは、国民の生活基盤や、また産業基盤となるための公共の財産を社会資本化していくというのが、大きな仕事であると。やはり、こういった不況の中では、公共事業はしっかりと社会に還元させていく。そういった立場が必要であるというふうに思います。残念ながら、今、全国的にも、この低入札の状況というのがございまして、これは国交省等も、こういった低入札に関していろいろと警告をしているところです。低入札調査基準価格の見直しというようなことも、今年度やっておりますし、やはりそういった低入札であれば、八街市の財政が潤うというような感覚ではなくて、本当に地域全体の経済も考えた、そういった取り組みをしていただきたいと。

それから、私、特にこの問題を取り上げますのは、この低入札によってトラブルが発生していないという答弁がございましたけれども、実際には、こういった低入札によって八街市はあるわけですね。4月2日に交進小学校の改築工事实施計画業務、これは低入札の落札をしているわけですが、業者が辞退しちゃっているわけですね。改めて4月22日に入札をやっているという状況があるわけですね。やはりこれは低く落札してもやっていけない、そういう実態があるわけです。そうしますと、やはり職員の皆さんはまた同じ作業をやらなきゃならない。本当にそういうことを繰り返していったいいのかなと、それが1点。

それから、請け負った業者の方のそのもとで働く労働者が、賃金不払い、こういうことも実際、八街であったわけですね。これもやはり低入札の結果です。これは、市側が調査していると言っても、あくまでも表面的な調査しかできないはずですよ。これを言ったら、賃金もらえないよと言ったら、八街市から仕事をもらえなくなっちゃう、そういう恐ろしい面がありますから、なかなか自分たちは賃金もらえないんだと、そういうことを言えないわけですよ。そういった意味でも、やはり労働者の賃金を確保させていく、そういう意味でも、この低入札の落札はあってはならない、防いでいかなきゃならないと、こういうふうに思います。

そういう点で、ぜひ、私は改善策を求めたいというふうに思います。積極的な対応を求めます。

最後に冠水対策でありますけれども、真井原地先の対策です。これは、住民の皆さん本当に困っております。雨のたびに車を移動しなきゃならないという状況がございまして。ぜひ、早急な対策を求めて、私の質問を終わるものであります。以上です。

○議長（北村新司君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は2点にわたって質問いたします。

1点目に、必要な介護が受けられる介護保険についてです。

高齢社会を迎えて、いつでもだれでも安心して利用できる介護制度が求められていますが、介護保険は、3年ごとの見直しのたびに保険料は上げられ、受けられるサービスは制限され

てきました。今年4月から実施された新認定基準では、軽度の判定結果が出されるという批判が相次ぎ、関係者の怒りを呼びました。10月からは、若干の手直しだけで、新認定制度の本格的な実施となりました。

今後、軽度の判定結果により、特養ホームを退所せざるを得なくなる人や支給限度額が下がり、限度額を超えた利用料が払えず、生活が立ち行かなくなる人も出ることは避けられません。

昨年の政府の統計では、高齢者世帯の26パーセント、また、女性のひとり暮らしの場合、42パーセントが生活保護基準以下の収入で暮らしています。だれもが必要な介護を受けられるようにするために、3点質問します。

初めに、地域包括支援センターの充実について3点伺います。

その1点目に、介護が必要な人に、きめ細かに対応するために、地域包括支援センターを各中学校区に設置することを求めるがいかがか。

2点目に、独居世帯、高齢者世帯への支援の充実のために、配食サービスの充実、見守り、ホームヘルパーの訪問時間の充実を求めるがいかがか。

3点目に、介護予防の取り組み強化についてです。指導者を養成し、地域ごとに身近な場所で介護予防に取り組む施策を求めるがいかがか。

次に、在宅介護の負担軽減についてです。

厚労省の調査によると、2008年度に65歳以上の高齢者が、家族や親族から虐待を受けた事例は約1万5千件に上り、前年度と比較すると12.2パーセントも増えました。同省では「介護疲れも虐待の大きな要因ではないか」と見えています。本市においても、施設を申し込む理由は「介護してくれる人の負担が大きいから」というのが最も多く6割以上です。

そこで、在宅介護の負担軽減について伺いますが、介護者の負担軽減にどのような対策を取っているのか。

また、施設整備についてですが、特養への入所待機者は120人に上り、ショートステイも十分利用できず、施設不足は本当に深刻です。

また、病気の人や軽度の要介護者の行き場が不足しています。施設の設置計画はどうなっているのか。

また、国に施設整備を要求すべきと思うがどうか。

3点目に、保険料・利用料軽減についてです。

初めに、保険料についてですが、条例を利用して保険料の支払困難な世帯への対策を求めるがどうか。

また、低所得者への利用料助成を復活すべきと思うがどうか。

大きな2点目に、道路整備・安全対策についてです。

まず、交通規制についてですが、八街横芝線から八街五差路に向かう市道06001号線とのT字路では、歩道に隣接している民家の塀などに大型車両の車体が接触し、歩行者に重大な被害を与えかねない状況があります。大型車両の通行規制を求めるがどうか。

また、東小脇の市道01039号線から東京都八街学園に通じる道路は通学路となっておりますが、歩道の設置もないのに、法定速度は60キロです。警察庁は10月に、歩行者がよく利用する道路は「生活道路」として最高速度を30キロに抑制する新たな基準をまとめました。新基準をもとに、都道府県公安委員会が定める各道路の規制速度を見直すよう都道府県警察に指示しました。市道01039号線と、それに続く通学路を30キロに規制するよう、県警に早急に要望するよう求めるがいかがか。

最後に、一区50号線の道路拡幅についてです。

この市道は、狭く、すれ違いも困難な道路で、いがみ合いや事故が多々あります。地権者の方々の協力も得られる状況ですので、早急な拡幅を求めるがいかがか。

以上、第1回目の質問を終わります。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 必要な介護が受けられる介護保険制度に、について答弁いたします。

(1) ①ですが、平成18年の介護保険法の改正により設置された地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口としての役割のほか、高齢者の介護予防への取り組み支援、認知症高齢者等の権利擁護、介護支援専門員の支援等により、高齢になっても住みなれた地域で生活していくことができる体制づくりを目指すとともに、介護保険で要支援と認定された被保険者の介護予防サービス利用の援助も行っています。

厚生労働省から示された配置基準によりますと、地域包括支援センターの職員は、高齢者人口3千人から6千人に対し、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員、各1名を配置することが求められており、本市では、社会福祉法人の協力を得ながら、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各2名、計6名の職員を配置し、高齢者の支援に取り組んでいるところでございます。

設置箇所につきましては、介護保険事業計画に定める日常生活圏域ごとの設置も1つの目安とされておりますが、本市では、日常生活圏域は中学校区と同じ4圏域、地域包括支援センターは市役所内に1カ所開設としています。

市役所内に設置することにより、要介護認定担当部署をはじめ、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、社会福祉協議会等との連携も図りやすく、来所できない市民には、家庭を訪問しての相談や状況把握に努めており、各中学校区に開設することは、人員、設置場所の確保に係る費用増加等もあり、当面は現体制にて対応してまいりたいと考えております。

次に②ですが、介護保険サービスは要介護・要支援と認定された65歳以上の被保険者に給付を行うものであり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯について、重点的に給付するものではございません。しかしながら、高齢者のみの世帯にあつては、買い物や掃除等の日常生活の援助の必要度が高いと考えられ、これを介護保険による訪問介護、いわゆるホームヘルパーによる「生活援助」によって支援しているところでございます。

また、介護保険サービス以外にも、福祉サービスとして、本市ではひとり暮らしや高齢者

世帯に、緊急通報装置の設置や配食サービスの提供による安否確認、火災警報器の設置等を行い、支援しているところがございます。

今後とも支援の必要な高齢者が、必要な支援につながるよう、地域包括支援センターを中心に福祉課や厚生課、民生委員、介護保険事業所等と連携を図りながら、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に③ですが、平成18年の介護保険法の改正により創設された「地域支援事業」の中に、「介護予防事業」があり、本市では高齢による衰弱、転倒、骨折の防止や低栄養状態の改善を目標に「介護予防事業」を行っています。

具体的には、介護保険で要介護・要支援の認定を受けていない高齢者を対象に、運動機能の向上を目指した教室を開催し、体の各部位の働きを理解し、日常生活の中で継続して運動していくよう働きかけたり、特定健診とあわせて実施した生活機能評価の結果、生活機能の低下傾向が見られた高齢者を対象に、運動や口腔機能の維持、向上、低栄養状態の改善のための教室を複数回開催する等の取り組みを行っているところがございます。

今後も事業内容や教室の開催場所等も検討しながら、介護予防の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、本市の高齢者人口は1万4千人に達し、平成21年9月末の要介護・要支援認定者は1千848人を数えております。介護保険による介護サービスは、介護を要すると認定された方へのサービスであり、介護をする家族に直接サービスを提供するものではございませんが、訪問介護や通所介護、短期入所等のサービスを利用することにより、介護する家族への支援にもつながっているものと考えております。

このほかにも、入浴補助用具やポータブルトイレなど、「福祉用具の購入費支給」や、手すりの取り付け、引き戸への変更などを対象にした「住宅改修費の支給」によって在宅の介護環境が整備されることも家族の負担軽減につながっているものと考えております。

なお、福祉用具購入費の支給、住宅改修費用の支給については、全額を支払った後に保険給付分を支給する「償還払い」のほかに、支払の時点で1割の負担でサービスが受けられる「代理受領方式」も今年度からスタートさせ、費用負担の軽減に努めているところがございます。

また、介護保険サービス以外にも、市社会福祉協議会では、介護者の集いを開催しており、介護家族の息抜きのひとときになっていると聞いております。

今後も、介護保険サービスの給付により、要介護者の在宅生活の維持や介護する家族の負担軽減が図れるよう、保険制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に②ですが、本市の第4期介護保険事業計画において、特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、介護保険施設のうち既存の介護老人福祉施設の増床計画と地域密着型サービス事業の中で、高齢化の進行により増加が見込まれる認知症の方の入居施設として、認知症対応型共同生活介護の整備を、夜間や緊急時の対応を図るため、夜間対応型訪問介護の整備をそれぞれ推進することを位置付けております。

整備計画を具体的に申し上げますと、指定介護老人福祉施設については、1施設30床を増床し、平成23年度の開所を予定し、認知症対応型共同生活介護については、事業計画期間の各年度ごとに1施設、定員9名、3カ年で延べ3施設・定員27名の施設整備を、夜間対応型訪問介護については1事業所・利用者数12名の整備を予定しており、入所待機者及び施設数不足の解消を図りたいと考えております。

次に(3)①ですが、現在の介護保険料は、第4期介護保険事業計画における介護給付費見込額に基づいて算定しており、当該計画を遂行していく上では、計画で見込んだ保険料を確保する必要があります。

保険料の算定にあたりましては、収入・所得の状況に応じ、きめ細やかな保険料段階を設定し、保険料の引き上げ幅をできる限り抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩し、計画期間の3カ年で、基金から1億7千万円を繰り入れて、被保険者の方に過度の負担にならないよう算定した経緯があるため、保険料の大幅な減収につながる恐れのある一律減免措置を行うことは考えておりません。

したがって、これまでどおり本市の減免取扱基準に従って、被保険者の個々の事情に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に②ですが、介護サービスの利用料につきましては、1カ月間に利用者が自己負担した額が一定の額を超えると、利用者負担の軽減を図るため、高額介護サービス費を支給しており、その所得区分に応じて所得の低い方に多く支給されるよう制度設計がなされております。

また、介護保険施設の入所者のうち、市民税非課税世帯の方に対しては、その所得の状況等による利用者負担段階に応じて、本来、保険給付の対象とならない食費、居住費についても負担限度額を設定し、補足給付を行っていることから、現行制度においても、所得の低い方に対して制度的配慮がなされているものと考えております。

したがって、本市といたしましては、障害者施策から介護保険の対象となった方に係る激変緩和措置の終了により、平成20年6月30日までの経過措置として実施していた、低所得者利用者対策を市単独で復活することは考えておりません。

次に、質問事項2. 道路整備・安全対策についての(1)の①と②は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

大型車両進入規制、速度規制としましては、道路交通法に基づく交通規制でございますので、地域の代表者から要望を受け、規制をしようとする地域の交通事情や安全性を考慮し、要望書を佐倉警察署に提出し、千葉県公安委員会が設定するものでございます。

市としましては、ご質問の規制要望を含め、本年2月26日付で、佐倉警察署に再度、要望しているところでございますが、実際に規制をしようとする沿線に関わる利害関係や規制に伴う迂回車両の影響による新たな交通事情等の発生が考えられますので、県公安委員会としても規制することは大変難しいと聞いております。

そこで、市としてできる対策としましては、歩行者の安全を図るため、ドライバーの注意

喚起を促す看板及びカーブミラーの設置を行い、交通安全対策を図っているところでございます。

次に（２）①ですが、ご質問の路線につきましては、既に基本設計はでき上がっておりますが、過去において一部の地権者の協力が得られなかったために、事業化を断念したという経緯がございます。

しかしながら、最近になって地権者のご理解が得られそうな状況になってきたことから、改めて事業化を検討したいと考えております。

今後は、限られた予算の中で、他の事業との優先順位等を検証しながら、今後の整備計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、１時１０分から再開いたします。

（休憩 午前１１時５８分）

（再開 午後 １時１０分）

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○京増藤江君

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、介護予防についてなんですけれども、今後、高齢者が増えるということも見据えまして、いかに介護予防に取り組んでいくか、これが本当に重大だと思います。

それで、今までの地域包括支援センター、また、健康管理課の事業を見ますと、年間を通してコンスタントに行われている、こういう事業は大変少ないように思います。やはり本当に介護予防をするならば、年間を通して、どのように事業を進めていくのか、こういう計画が必要だと思います。ですから、計画とともに、また、住民の皆さんの応援もいただいて、住民の皆さんから指導者を養成したり、地域ごとに身近な場所で介護予防に取り組む施策を求めますが、これについていかがでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

介護予防事業につきましては、特定健診時にあわせて、生活機能評価を行い、要介護、要支援認定を受けていない方々で、このままの状態ですと、認定というか、介護を必要とされるおそれが高い、そういう方々、特定高齢者を把握し、その方々に対しまして、運動機能、機能向上の教室、栄養改善の教室等々に参加をしていただく、そういう介護予防を実施するとともに、一般高齢者の方々に対しまして、介護予防の必要性、こういうものを説きながら、普及に努めているところでございます。

具体的には、老人クラブ等の会合等に出席をいたしまして、その中で介護予防の必要性を説きながら、地区の老人クラブ等の要請に基づきまして、職員を派遣し、その中で運動機能、

機能向上等の普及に努めておると。あるいは、今年は年度が始まりまして、何回か一般高齢者の方々にお声がけをして、市の保健センターの機能訓練室等におきまして、運動教室的なものも開催をし、努めておるところでございます。

年間を通じてということでございますが、なかなか継続的にというのは、なかなか難しいところがございますが、開催場所、それから時期等を工夫しながら、介護予防には努めてまいりたい、そう考えております。

○京増藤江君

今の答弁をお聞きしますと、積極的に介護予防を進めていこうという、そういう答弁ではないと思うんですよ。今までいろいろと行事は行われたけれども、参加者は大変少なかったということが、担当課にお聞きしましても出ております。本当に介護予防が必要と思うならば、やはり、なぜ皆さんの参加が少ないのか。こういうことから研究をして、そして年間を通して計画を立てるべきです。そのために、もう実際に介護予防に取り組んでおられる、そういう団体もありますから、そういう団体、また個人のお力をぜひお借りしてほしいと思うわけです。

それで、介護予防の活動をしている団体の皆さんが困っているのは、なかなか会場をとれないということなんです。市の方が年間を通してできないわけですから、このような介護予防の運動をしておられる方々からご意見を聞いて、そしてどんなふうにして、皆さんの介護予防を市民の皆さんに広げていけるかと、こういうことを研究していただきたいのですが、どうでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

自主的に活動されている方々、例えば中央公民館とか、スポーツプラザとか、そういうところに使われて活動されている方々、非常に結構なことかと思います。私どもで支援できることがあれば、努めて、そうしてまいりたいと思います。

ただし、一般的にその方々の活動をされている方々の年齢構成を見ますと、40歳とか50歳とか、まだ若い方々がいらっしゃるしまして、私どもが対象とする範囲が65歳以上の高齢者という範疇に入りますので、その手前の方々ですから、決して介護予防をしないという意味ではございませんが、私どもが主に入れるところまで、なかなか難しいのかなというところもございますが、私どもで支援できる範囲といいますか、そういうものがあれば、努めてそうしてまいりたい、そう考えております。

○京増藤江君

これは、確かに介護保険制度で行きますと、高齢者の皆さんをまず第一に考えておられるということは、今の課長の答弁だと思うんですけども、しかし、介護保険には40歳以上の方々からも保険料をとっています。それで、早く介護予防をしていくことが、高齢者になってからの介護予防につながっていくというのもありますから、健康管理課、また福祉課とも相談をし、全市庁で介護予防につなげていく、病気予防につなげていくと、私はそのようにしていただきたいと思うんです。

それで、皆さんの状況をぜひ視察をしていただいて、皆さんが何を必要としているか。そういうご意見をぜひ聞いていただきたい。そして、今、私も各課から聞きますと、例えば年中行事として介護予防をするには、人員も足りない、なかなかできない、そういうことも現実にあるわけですから、実際にやっておられる方々のお力を借りる。もうこれは第2次基本計画でも市民の皆さんと協働するということをうたっておりますから、ぜひ、そういう意味で市民の皆さんのお力を借りる、まず、そこから始めていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

市民のそういう方々の力が有効に使えるということでございますので、私どもも、その辺につきましても、これから、ぜひ取り入れるといたしますか、お力添いをいただければと、そう考えます。

○京増藤江君

それで、毎週、毎回というか、行事をするのに、そういう活動をするのに、なかなか会場がとれないとか、そういう悩みもありますので、そのような皆さんの本当に生の声を聞いて、市民の皆さんの健康、介護予防に役立てていただきたいと思います。

それから、次に在宅介護の負担軽減なんですが、もう全国的にも多くの高齢者が介護を受けている高齢者が虐待を受けている、こういう結果が出ております。逆に、介護しておられる方々が本当にまいっている。こういうこともございます。例えば認知症の旦那さんに家を出されてしまう。寒い時期にも車でひと晩過ごさなければならぬ。こういうこともありました。そういうことを市の方も相談を受けていたんですけども、なかなか現実的な対応ができなかったということもあって、本当に困っていらした、そういう例があります。今はちょっと、旦那さんが施設の方に入所されて、ひと段落をしておりますが、3カ月たったらどうなるかというところが心配です。

ですから、介護が必要な人への本当にきめ細かな対応、そして介護をされている方々の悩みにもっと細かく対応していただきたいと思うんですが、例えばこのように認知症になっておられる方が、もう自分はわからないで、本当に乱暴して、奥さんを家にいられなくする。こういうことに対して、やはり相談があったら早急な対応が必要だと思うんですが、その点については、どのように対応されるのでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

具体的なケース等でご相談いただければ、地域包括支援センターなり、私どもばかりではございませんけれども、福祉担当部署におきまして相談を受け、しかるべき対応をとると。今、おっしゃったような形で、虐待なり、暴力なり、そういうものがあるという状況でございましたら、状況によりましては、具体的には養護施設への措置というような形の対応をとったこともございますし、一時期、そういう施設への短期の入所なり、そういう形で一時的に虐待の関係をとりといたしますか、そういう形も現実的には、対応をとってございますので、そういうケースにつきましては、ぜひ、地域包括支援センターなりへご相談いただければと

考えております。

○京増藤江君

この事例の場合は、ご近所の方々も大変心配されまして、ご本人もご近所に相談をしてということがあって、でも、皆さんも市ともご本人がいろいろ相談をしていたということもあって、でもなかなかちゃんとした対応がとれなかったということもありまして、もうご近所の方も思い余って、本人はトイレに行かないんだから、毛布を持ってトイレで過ごしたらどうかと、こういうようなアドバイスもあったわけなんです。私は、それを聞きまして、人間なんだからトイレで過ごすなんて、そんなことはとんでもないということで、市とも相談をして、今、対応ができたんですね。本当に、今、認知症になった方々、また、その方々の相談に乗っていくということは本当に大事だなと思いますので、今、課長の答弁にありました。ぜひ、相談をしてほしいということでしたので、今後そういうことがありましたら、ぜひ、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、利用料軽減についてなんですけれども、低所得者への利用料助成、これは復活しないという答弁でしたけれども、保険料も払えない、そういう方々は自分が介護保険を利用したくても、なかなか受けられない。そういう状況があります。ですから、低所得者の方々にやはりやっていなかったわけじゃないんですから、助成をしていたわけですから、この利用料の助成、ぜひ、復活をしていただきたい、こう思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

ご質問の低所得者への助成ということでございますが、この件につきましては、議会、委員会等で再三ご答弁申し上げています。また、今議会におきましての市長答弁で申し上げましたように、障害者施策から介護保険の対象となった方々への制度移行の過渡期の経過措置として、段階的に自己負担10パーセント引き上げたといえますか、本則に持っていったという経過措置でございますので、これを私ども市単独で復活させるということにつきましては、考えてございません。

○京増藤江君

これは、経過措置であったんですけれども、その経過措置が必要だということで、実施されていたわけです。それで、今、高齢者の方々、この助成があったとき以上に今の生活は本当に大変になっています。介護が必要になった人が、介護がちゃんと安心して受けられる、こういう制度にするために、3割ぐらいの自治体では、保険料また利用料の軽減助成が行われています。ですから、八街市でも必要な介護を受けていただく、そういう点では何としても、私はこの利用料の助成、また軽減が必要だと思います。ぜひ、安心して介護を受けられる制度にするために検討していただきたい、これを要望しておきたいと思います。

それから、道路整備、安全対策についてなんですけど、大型車の通行規制について、これは佐倉警察署に再度要望したというお答えでした。もう、これは前から歩道に隣接している民家の塀、そしてポストなどが壊されてきている。私物を壊してしまう。こういう状況が許されていたということ自体が、私は本当におかしいと思うんですが、副市長、この点について

現実的に、どう対応したらいいと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○副市長（高橋一夫君）

交通規制につきましては、簡単にここを規制してくれと言われて、すぐそれを規制するわけにはいきません。やはり地域にお住まいになっている方のご意見なども聞いて、その地域、その道路の形態にふさわしい規制というものがございます。ですから、いずれ申し上げるならば、速度規制ですね。規制のないところだと、普通自動車の場合には60キロで走れますけれども、例えば、そこを40キロに規制したとしますね。そうしますと、イメージ的に40キロまで出せるんだという、そういう運転者のイメージがございます。40キロに規制した場合、果たしていいのか。60キロの法定のままでしておけば、その運転者の義務としては、その道路の形状に合った速度と方法で運転しなければならないという、そういう注意義務がございますので、ですから、道路規制につきましては、やはり地域の方の意見を区長さん方が集約していただいて、それで、その必要性を現地診断をもって警察を通じて、県の公安委員会の方へ訴えていくと、そういうことで、これからも対応していかざるを得ないというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（北村新司君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を許します。

○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。通告の順に従いまして、順次ご質問させていただきます。

私ども公明党は「命を守る政治」に全力で取り組んでおります。白血病の方の救済のためにも臍帯血移植を推進し、また、ハンセン病の救済、肝炎対策と、数多くの取り組みをしてまいりました。特にがん対策は重要施策と位置付けて党を挙げて推進しております。

2006年6月には、公明党の強力な推進により「がん対策基本法」を制定させ、さまざまながん対策を進めてまいりました。がんは、早期発見・早期治療が大事であることから、がん検診の重要性を訴えてまいりました。欧米では7割から8割の検診率であるのに、日本では2割ほどしかない現状でございます。

女性の命と健康を守ろうと、21年度補正予算で女性特有のがんであります、乳がん・子宮頸がんの無料クーポンを発行していただくように要請をし、八街市におきましても、7月の臨時議会において議決をし、もう既に該当の年齢の方にはお手元に渡っており、とても喜ばれております。

そこで、ご質問させていただきます。

質問事項1. 市民の皆様の健康と命を守るために。

要旨1、男性特有のがんであります、前立腺がんも多く、定期的に健診を受けていただきたいと思うところではありますが、市として、前立腺がんの検診の取り組みはいかがでしょうか。

要旨 2、肺炎球菌ワクチンの助成についてお伺いいたします。

肺炎球菌は、抗生物質が効きにくい肺炎球菌という菌によって起こる感染症であります。組織内へ感染しますと、肺炎・髄膜炎・肺血漿を引き起こし、組織外での感染として中耳炎・副鼻腔炎・気管支炎が挙げられます。

現在、日本人の肺炎による死亡率は、死因別で第4位を占めており、ここ数年は上昇傾向が見られます。また、年齢別割合は、65歳以上の方が95パーセントを占めております。

長野県波田町が、75歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンの公費助成事業を行ったところ、3年間で肺炎による入院数や死亡数が大幅に減少し、数百万円もの医療費抑制効果を期待できることがわかりました。公費助成を実施していない松本市では、同時期に肺炎入院が増加していることから、ワクチンが健康寿命の延長と医療経済の両面で効果を発揮したとみられると言われております。

予防ワクチンは、通常1回の接種に6千円から9千円程度ですが、1回の接種で5年以上免疫が持続するといわれております。2009年10月27日現在、助成を実施した自治体は174市区町村に上っております。ぜひ、八街市におきましても肺炎球菌ワクチンの助成を要望いたしますが、その取り組みについてはいかがでしょうか。

要旨 3、新型インフルエンザ予防接種の助成についてお伺いいたします。

現在、猛威をふるっている新型インフルエンザでございます。厚労省の予防接種への対応も二転三転としておりますが、その間にも感染が拡がり、小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖がされております。

今までにも通常のインフルエンザへの予防接種の助成を公明党として、新宅議員も私も要望してまいりました。現在、65歳以上の方は自己負担1千円で予防接種を受けることができるようになりましたが、小中学生に至っては助成されておらず、せめて中学3年生だけでも助成をしていただきたいと要望はしておりますが、いまだに実現はしておりません。

新型インフルエンザの予防接種の助成の状況は、どの程度なのかお伺いいたします。

また、特に受験を迎えている中学3年生は、人生の中でも大事なときであり、インフルエンザで志望校が受験できない事態になれば、人生が大きく変わることもあります。その意味でも予防接種は大事であると考えております。

幼児・小中学生における予防接種の助成はいかがか。会議中、多くの議員から新型インフルエンザの質問がされておりますけれども、インフルエンザの予防接種は大事なことなので、私も特にまた伺わせていただきました。

また、その中でも特に中学3年生の予防接種の助成はいかがなのか、お伺いをいたします。

要旨 4、10月26日、予算要望させていただきました中の1項目にあります小学6年生までの医療費の助成についてお伺いいたします。

かねてから要望しておりました小学3年生までの医療費が、7月の臨時議会で可決され助成されております。該当されるお子さんがいらっしゃるご家庭は大変喜んでおりました。子どもは未来の宝です。健やかに成長できますよう、さらに小学6年生までの医療費の助成を

していただきたいと望むところですが、その取り組みはいかがかお伺いをいたします。

質問事項 2. 教育問題についてお伺いいたします。

要旨 1、新型インフルエンザの流行による学級閉鎖・学年閉鎖により、また、学級閉鎖、学年閉鎖まで行かなくても、インフルエンザにより欠席した児童・生徒も多くいるかと思われ、ゆとり教育と言われ、授業時間が短縮されている中、学業への影響が心配されますが状況はいかがか。また、補習等の対応はどうされるのかお伺いいたします。

質問事項 3. 文化芸術振興についてお伺いいたします。

八街駅北口駅前広場は、昨年ほぼ完成いたしました、活用はされておられません。噴水のところは、ふたをすればステージにもなると伺っております。

流山市「おおたかの森駅南口広場」また「南流山駅前南口」において各種イベントを行っているとの聞き、10月21日視察に行つてまいりました。流山市では、シーズンごとにさまざまなイベントを開催しておりました。4月末から5月5日にかけて、花と緑と音楽の祭典「流山グリーンフェスティバル」、8月には「おおたかの森サマーファンタジア」、11月20日から12月24日、クリスマスナイト in 南流山、3月14日から4月5日スプリングフェスタ等です。この各種のイベントの考えのものは、「どれだけ流山に人を集められるかという発想から、いろいろと考え、行動をしてきました」と伺いました。

現在、八街市では8月20日前後に、けやきの森にて「夏まつり」を、また11月には産業祭とそれぞれ1日ずつ開催しております。この夏まつりも市民の皆様の集いの場として多くの方が参加をして楽しんでおります。ぜひ、1日だけではなく、2日間にと要望するものであります。

また、5月には市民音楽祭を開催しておりますが、このほかに北口駅前を利用して、小中学生のブラスバンドの発表、また、コンサート・よさこいソーランのチーム別対抗等、さまざまなイベントを企画して、街を盛り上げる施策を行うべきであると考えますが、その取り組みはいかがでしょうか、お伺いいたします。

質問事項 4. 校庭・園庭の芝生化について。

11月4日、公明党として鳥取市に視察に行つてまいりました。「芝生は高いし、管理が大変」と思っておりましたが、鳥取市の説明、また、現地視察をさせていただき、なかなか興味深い事業であると思えました。

東京都では1校あたり、2千800万円かかり、また、大阪府におきましては1校あたり530万円を上限に助成するということですが、鳥取方式で行いますと、1校約50万円ほどでありました。

鳥取方式とは、NPO法人グリーンスポーツ鳥取が提唱し、普及に取り組んでいるもので、芝生は成長が早く、丈夫なティフトンという品種を使用し、ポットで育てた苗を50センチ間隔で、1平方メートルあたり4株ほどに、まばらに植えて水やりを続けると、秋までには一面に広がり、芝生化ができるというものであります。1平方メートルあたりの施工費用は、マット状の芝を敷き詰める従来の方法が5千円から1万円ほどかかるのに対し、鳥取方式で

すと、高くても100円程度で済むということでもあります。しかも、維持管理の作業は水やり、芝刈り、また肥料やりだけですので、専門業者に任せなくても、通常の素人でも簡単に行うことが可能で、維持管理費も低コスト、また、従来の方法では1平方メートルあたり2千円から3千円であるのに対し、鳥取方式では50円から150円程度で済むということでもあります。また、除草剤や農薬を一切使用しておりませんので、環境上も大変安全であると言われております。

芝生化にしての利用者の声として、「転んだときの擦りキズが全くなくなった」、また「夏の気温が1度から2度下がった」、そして「子どもたちの遊びが1.5倍に増えた」「5年生の男女とも50メートル走の記録が1秒以上速くなった」「子どもたちはおおらかになっている」等がありました。

そこで、本市といたしましても、ぜひ、幼稚園・保育園・小学校の校庭に鳥取方式による芝生化を望むところですが、その取り組みはいかがかお伺いいたします。

質問事項5. 集合住宅による生活ビジネスについてお伺いいたします。

最近、各社の新聞、テレビ等マスコミに取り上げられている集合住宅による生活ビジネスですが、経済不況下のもと年々増加する傾向にあります。千葉市でも住居民の訴えにより裁判にもなり、マスコミにも取り上げられました。

私の地元六区におきましても、18年に民間企業の宿舎をある企業が買い、中を3畳1間として仕切り、共同トイレ、共同風呂という建物の中で、当初28人収容すると言われておりましたが、現在14人受け入れております。

六区として行政役員と事業主とで、20年11月に協定を結び、高齢者自立施設の受け入れをいたしました。地元の皆さんの不安は尽きません。

また、六区におきまして、さらに集合住宅が建ち始めております。1棟35名から42名の収容、2棟目も既に建築確認はおいている現状です。全4棟建てる予定であるとも聞いております。4棟建ちますと、約160人もなります。

現在、企業の寄宿舎に借りていただくよう事業者を募集すると言っておりますが、この厳しい経済の中、果たしてそれだけであろうかと疑問を持たずを得ません。

11月30日、地元六区といたしまして、市長、また議会議長あてに要望書を提出させていただきました。今後、企業、団体の進出があれば、厳格なチェックを行うべきであるかと思っております。

また、これは全国的な傾向かと思いますので、国や県とも連携をとり、福祉が利用されないように、市行政が指導性を発揮し、ホームレスなどの自立に取り組んでいただきたいと切に思うところであります。

そこでお伺いいたします。

要旨1、八街市には、集合住宅による生活ビジネスを行っているところは、何カ所あるのかお伺いいたします。また、その生活者の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

要旨2、市としての基準は設けられないのかお伺いいたします。

以上で、私の登壇しての質問を終わらせていただきます。明解なるご答弁をよろしく願います。

○市長（長谷川健一君）

公明党、鯨井眞佐子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 市民の健康を守るためにについて答弁いたします。

(1) ですが、現在、本市のがん検診事業につきましては、健康増進法の規定に基づく健康増進事業として、早期発見・早期治療により死亡率を減少させるため、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診を実施しております。

前立腺がんは、アメリカでは男性がかかるがんの第1位であり、死亡率も肺がんに次いで第2位になっていますが、日本では患者数が少ないがんの1つでした。しかし、近年、最も増加しているがんの1つとして注目されており、発症者数は2006年には、2万3千人でしたが、2020年には約7万8千人と、肺がんに次いで、男性がんの2番目になると予測されています。

このように、患者が増加している現状ですが、このがんは、早期に発見できれば90パーセントは治療可能と言われております。しかし、前立腺がんは、特有の自覚症状がないことから早期発見をするのが非常に難しいため、定期的に検査を受けて、早期発見の機会を増やすことが重要となります。そのために、市でも集団検診でリスクが高まる50歳以上を対象として、PSAと呼ばれる腫瘍マーカーの採血による検査を実施することを検討中でございます。

次に(2)ですが、肺炎球菌ワクチンにつきましては、肺炎の原因となる起炎菌として注目され、アメリカ合衆国など、65歳以上の高齢者の約半数が接種を受けている国もあります。

我が国においては、昭和63年にワクチンの市販が開始され、治療や一部予防接種として実施されておりますが、予防接種法における定期予防接種には含まれておりません。

今後、高齢者などを対象とした接種方法の確立や接種後の副反応に対する検証が必要であり、現時点におきまして、肺炎球菌ワクチン接種に対する助成は予定しておりません。

次に(3)ですが、新型インフルエンザワクチン接種者に対する助成につきましては、生活保護の方及び市民税非課税世帯の方が優先接種対象者として受けた場合に、接種費用の全額助成を行っております。こうした方以外に対する助成は、右山議員に答弁したとおりでございます。

次に(4)ですが、小学6年生までの医療費の助成につきましては、山口孝弘議員に答弁をしたとおりでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項3. 文化芸術振興について答弁いたします。

(1) ですが、八街駅北口には「森のいずみ公園」や公共核施設用地などの市有地がございます。現在、ここを活用して、市が主催するコンサートなどのイベントは計画をしておりますが、「森のいずみ公園」はイベントなど、多目的な利用も可能な整備をしております。

ので、近隣への音の影響という問題はありますが、中学校などの吹奏楽の発表などで希望があれば、お答えしたいと考えております。

今後、市民団体の行事や市民と協働しての活用など、この場所の有効活用が図れるようなイベントなどにつきまして、どのようなものが実施が可能かどうか、幅広い視点から検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項5. 集合住宅による生活ビジネスについて答弁いたします。

(1) ですが、現在、市内に存在する無料低額宿泊所は2カ所で、本市からの生活保護受給者は5人、それに類似する施設は3カ所で生活保護受給者は26人であり、入所者のほとんどが生活保護受給者であります。

建物は、社員寮やアパートなどを改装したものが多く、居住スペースのほか、食事などを提供することにより、生活保護費の中から施設利用料や食費、雑費を徴収し、運営がされております。県のガイドラインに沿ってはいるものの、居室スペースが狭いなど、必ずしも居住環境が良好であるとは言えない施設も存在しております。

今後も定期的な訪問指導などを通じて、生活者の実情を具体的に把握することにより、必要な改善を事業者側に求めていくとともに、生活者に対しても、福祉に関するさまざまな制度の活用を含めながら、どのような生活を組み立てていくのが望ましいのかという観点から、必要な助言を行い、自立支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2) ですが、無料低額宿泊所の開設にあたり、現段階では市独自の要綱などが定められておりませんので、県のガイドラインの基準を遵守するよう指導しているところであります。

しかしながら、施設利用料金が入所者1人あたりの専有面積や施設の設備等に関係なく、生活保護費の住宅扶助基準額に設定されているのがほとんどであります。税で賄われている生活保護費が、一部の宿泊所事業実施者の利益につながるという結果を招いていると言っても過言ではなく、これが新たな施設開設を誘発し、近隣住宅との摩擦を生じる起因となることも懸念されます。

今後は、近隣市町村とも連携を図り、規制強化を踏まえた県のガイドラインの見直しを求めていくとともに、市独自のガイドライン策定に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長職務代理人（尾高幸子君）

質問事項2. 教育問題について答弁いたします。

(1) ですが、新型インフルエンザの流行による学級閉鎖、学年閉鎖の状況と補習等の対応につきましては、個人質問2で加藤弘議員、個人質問6で小高良則議員に対して答弁したとおりでございます。

ご指摘のとおり、今後も新型インフルエンザの流行に伴う学級閉鎖、学年閉鎖が続くことが十分に考えられます。教育委員会としましては、今後も教育課程を適切に実施するために

必要な授業時数の確保について、学校と連携をとりながら努力してまいります。

質問事項4. 校庭、園庭の芝生化について答弁いたします。

(1) ですが、かつては本市でも校庭に芝生があった学校もございましたが、除草を含めて維持管理の難しさや、吹き寄せられた砂埃が芝生部分で溜まり、校庭との段差ができ、安全上の問題が生じ、あえて芝生をなくした経緯がありましたことから、校庭の芝生化については推進してまいりませんでした。

現在、一部でも芝生のある学校等につきましては、二州小学校、交進小学校、朝陽幼稚園、川上幼稚園があります。

なお、昨年、交進小学校でP T Aの協力を得て、芝生化が図られていることもありますので、定期的な刈り取り、水やり等の管理面における学校の負担や芝生化の効果などを勘案しながら、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○鯨井眞佐子君

ご答弁ありがとうございます。自席にて再質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、質問事項1の(1)前立腺がんの検診ですけれども、現在、P S Aによる検診の検討中というふうに伺いましたけれども、これは来年度実施に向けて検討中なんでしょうか、どうでしょうか。

○市民部長(小倉 裕君)

前立腺がんの検診につきましては、何度か、山本義一議員からもご質問を受けておりますけれども、私どもも何とかやる方向で、今、私どもでできるのは22年度から特定検診、そのときに一緒にできれば、あわせてやりたい、そういう考えでおりますけれども、まだ新年度予算が今後財政課とも協議が済んでおりませんけれども、担当部としましては、強く要望して何とかできるような方向で検討してまいりたいと考えております。

○鯨井眞佐子君

すみません、財政課長、その辺はいかがなんでしょうか。

○財政課長(加藤多久美君)

今、私ども担当職員と健康管理課の担当職員で協議中ということで、まだ、財政課長まで上がってきておりませんので、今後、私と健康管理課長、また、部長同士の協議という感じになろうかと思っておりますけれども、最終的には市長判断という場合も想定しているところでございます。

○鯨井眞佐子君

ありがとうございます。今、女性の健康と命を守るために乳がん、子宮頸がんの無料クーポンはいただいているところなんですけれども、男性の寿命も、ぜひ私は延びていただきたいというふうな観点から、前立腺がんの定期検診も取り組みをお願いをしたいなと強く要望しておきます。

ぜひ、22年度からできればいいかなというふうに要望しておきます。よろしく願いいたします。

それと、あと肺炎球菌ワクチンの助成ですけれども、今のところは、全然予定もないよう
でございますけれども、本当に肺炎による死亡率というのは、本当に高い現状でありますの
で、高齢者の方に対してだけでも、いいかと思うんですけれども、ぜひ、これも助成をして
いただきたいなというふうに思いますけれども、22年度は無理でも、今後の研究課題とし
ていただけますでしょうか。ご答弁お願いします。

○市民部長（小倉 裕君）

確かに肺炎球菌につきましては、2歳以上で重篤にかかりやすいというような資料も出て
おりますけれども、今、議員さんがおっしゃっている65歳以上、これにつきましても、2
2年度すぐというわけにはいきませんが、今後の研究課題とさせていただきたいと思
います。

○鯨井眞佐子君

それでは、早期に検討していただけるように望みまして、また、この次にどこかで質問さ
せていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

新型インフルエンザにつきましても、たくさんの議員さんからご質問がありました。それ
で、私もなかなか難しいところであるなというふうには、現状は認識はいたしましたけれど
も、やはり中学3年生、高校3年生の受験期にとって一番大事な、特にその方たちだけでも、
今後助成をしていただけるような方向性で臨んでいただきたいなと要望するものではな
いでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

受験等を控えた中学生の方、確かにおっしゃるとおりなんですけれども、やはり市民の方
全体から考えますと、その中学生だけではちょっと限定できませんので、今後、新型につ
きましても、季節性のインフルエンザにつきましては、今現在、65歳以上を対象としており
ます。それらの整合性もありますので、今後検討させていただければと思います。

○鯨井眞佐子君

右山議員も質問しましたが、全額負担をしてくださいというのではなくて、例えば
1千円でも、2千円でも本当に少しでも負担をしていただけたら、それだけ保護者の方の負
担が少なくなって、予防接種も受けやすいかと、私は思いますので、ぜひ、前向きに検討
していただければうれしいかと思います。来年の季節の頃には、ぜひ、いい回答がいただ
けますよう、よろしくお願をしたいと思います。

それと、あと質問事項3、文化芸術についての北口の駅前広場の活用についてなんです
けれども、これは私も本当に流山に行きまして、市民の皆さんもとても積極的にやっている
んですね。市民団体の方が中心になってやっているということもありまして、その費用を
どうしているのか、私も具体的に、じゃあ市としては、どのくらいの予算が出ているん
ですかと聞きましたら、そんなに持ち出しがなく、いろんな企業の方とか、いろんなところ
に賛同をいただいて、その広告料で賄っているところもありました。ですので、ぜひ、市
主催じゃなくても、そういったイベントの企画を要望しますのでということで、広く市民の
皆さん

方に、そういったことを求めるということも、1つの考え方ではないかなというふうにも思ってきたところです。

ただ、あそこ、せっかく段があって座って、観客席があるんだとか、いろいろ聞いてはいるんですけども、なかなか活用されないと、それだけで終わってしまったら、もったいなというふうに思うんですね。いろんなところでは、よさこいソーランのチーム別の対抗をやったら、すごい盛り上がったとか、人間ばん馬のそういった企画をやっているとか、いろんなところの取り組みも聞いておりますし、私も現実に見させていただいたりとかしておりますので、ぜひ、八街に人が集まって、何しろ八街を盛り上げるという、そういった企画が、私は望みたいところであります。

夏まつりも1日で終わっておりますけれども、相当な人が来ておりますし、まだまだ2日間というふうに望む声もたくさんあります。そして、出店する側からいっても、1日だと雨が降るとなかなかそれではいけないので、出店をするのも控えてしまうということもありますので、もう少し皆さん方、市民の皆さん協力して本当に盛大な、さらなる盛大なるお祭りにしていきたいなということで、私も2日間、できれば望みたいところなんですけれども、その検討はいかがでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

夏まつりにつきましては、ご案内のとおり会議所が事務局となって実施しておりますところをございまして、現在、土曜日に実施しております。雨の場合は翌日というふうなことで開催しておりますけれども、現在、議員がおっしゃいましたようなことがあるということは、会議所の方にも伝えてまいりたいと考えております。

○鯨井眞佐子君

商工会議所主催ではありますけれども、私たち八街市としても、負担金というか、補助金も出しておりますので、ぜひ、市の方としても、もうちょっと強くお願いをしていただければいかがかなというふうに思います。

それで、警備上とか、いろんなことも言われておりますけれども、そういったことも、もしボランティアで協力してくださる方があればというような募集をするということも1つ大事ではないかなというふうに思いますので、できないということを前提じゃなくて、どうしたら2日間できるのかということを前提に、私は検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

ただいま議員がおっしゃいましたことを踏まえた中で、協議をしてまいりたいと考えます。

○鯨井眞佐子君

どうぞよろしくお願いたします。また、北口なんですけれども、北口の方もいろいろ手法を考えてみて、また、ぜひあそこのところでやっていただけると、中央公民館で音楽祭をやっておりますけれども、あそこには知っている方がほとんどですけれども、その会場に行かなければ弾けないけれども、あそこには通った方がどなたでも聞こえると。そして、ま

た数少ない電車ではありますけれども、その中から八街がこういう取り組みをやっているんだということで、近隣市町村にもアピールができる大きな場ではないかなというふうに私は思いますので、ぜひ、その取り組みもお願いをしたいと思います。

それと、あと関連をして第2次基本計画の中で、この秩序ある土地利用ということで、八街駅南口の駅前広場の改良ということが載っております。これは、どのような形で、どういふふうに改良をするという計画があるのかどうか。ちょっと聞かせていただければと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ありません。明確な、まだどのようなという形での検討には入っておらないということでご理解いただきたいと思います。

○鯨井眞佐子君

わかりました。ですけれども、基本計画の中に、一応、改良を予定するというか、計画にのせるという案もありますので、北口同様、もし何かそういったスペースができれば、利用ができれば、一番いいかなと。そうしたら、また夏まつりと連動して、いろんなイベントができればいいのかなというふうにも思いますし、また、秋まつりも盛大に行われておりますので、秋まつりのときに、その南口のところとか、北口広場を利用して、同時に何かお祭りが開催できれば、もっともっと盛り上がる、八街市をアピールできる大きなイベントになるのではないかなというふうに、私は思いますので、ぜひ、要望したいなというふうに思います。

それと、もう1点、北口でも南口でも両方ともでよろしいんですけれども、八街は今いろいろぼっちくんだとか、いろいろ新商品というか、コマーシャルといおうか、そういったマスコットをいろいろ考えているかと思いますが、そういったぼっちということが、八街はピーナッツの産地ということで、ぼっちというのは八街のイメージがあると思いますので、もしできれば、北口の市の市有地とか、駅前でもいいですから、そういったぼっちを畑から持ってきて、駅にアピールするために置くとか、そういうことのお考えはどうでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

その件につきましては、今後よく検討してみたいと思います。

○鯨井眞佐子君

ぜひ、おもしろい考えでもあるし、八街のアピールのためにもよろしいかと思いますが、中にピーナッツが入ってなくても、そういったぼっちを置くとか、また、季節だけは移動して市有地に置くとか、そういうこともいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、その次、校庭・園庭の芝生化でございますけれども、これも鳥取市に行きまして、今、教育長職務代理者がおっしゃっておりました、なかなか手入れとか、そういったことも大変だということでございましたけれども、鳥取におきましては、地域の方々の応援もいた

だいて、皆さんで参画をして子育てをしていこうという観点から、PTAの方、地域の方々に応援をいただいて、その取り組みをしているというふうに聞きました。そういうことにおいては、私はとてもいい取り組みだなというふうに思っておりますので、そういうことによって、芝生化が、ぜひすごい子どもたちがとても伸び伸びと遊んで、とてもいい環境であると、いじめも少なくなったというふうにも聞きましたので、ぜひ、その取り組みもお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○教育長職務代理人（尾高幸子君）

先ほども答弁の中に入れてさせていただいたんですが、交進小が昨年、PTAの協力を得てグラウンドを芝生化にしたという中で、非常に交進小のお話を聞くと、子どもたちが伸び伸びとしてきたというような効果はもちろん出ておることは確かでございます。しかし、先ほどの中でも答弁させていただいたように、八街はすごく砂埃が多いという中で、かつてはそれを取り除いてしまった学校もあるというような、ジレンマがそこに働くところがありまして、それらを含めると、今後やはりその効果が出ていることを考えますと、芝生化することもやぶさかじゃないのかなということも考えますので、ぜひ、研究しながら進めてまいりたいと考えております。

○鯨井眞佐子君

どうぞよろしくお願いたします。

それと、質問事項5、集合住宅による生活ビジネスでございますけれども、これは先ほど丸山議員が細かく質問されておりましたので、私は、その細かいところはすべて抜きまして、六区の集合住宅の建築に至って、ちょっと何点か質問をさせていただきたいと思っております。

今、建設中であります六区の集合住宅なんですけれども、これは今1棟目が建設されております。35人から42人ぐらい収容ということですが、これは建築基準法では、あまり規制がないというふう聞いておりますけれども、どうでございますでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

まず、現在2棟の建築確認が出ております。面積につきましては、これは敷地面積なんです、両方合わせてみても1千平米には至っていないということでございますので、開発行為には該当しないということになります。先ほど議員からご指摘がありましたけれども、これは1棟で計画では38室の2棟で76室でございます。

それと、あと用途につきましては、寄宿舍という形で申請が上がっておりますので、八街市の小規模の開発の指導基準にも該当しないということでございます。

○鯨井眞佐子君

いろいろ基準には該当しないというふうに言われましたけれども、私はこの1棟、1部屋4畳というふう聞いていますね。4畳で共同トイレ、共同ぶろということでありますので、そうしますと、1棟で38人収容するということは、基準ではないと言われておりますけれども、相当な居住密度ですよね。それに対して何の規制もできないというのも、ちょっととても残念なんですけれども、何か本当に先ほどから市長もおっしゃっていますけれど

も、市としても何かそういった基準をぜひ設けていただきたいというふうにも思いますし、この居住密度からいっても、スプリンクラーとか、そういうものを設置を義務付けるとか、そういうことはできないのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

寄宿舍としての定義なのですが、以前につきましては、1室に何人も入れちゃうという方式が多かったように見受けられましたが、現在、1室に先ほど、これですと約2坪ですから4畳という形になりますが、それぐらいのいわゆるスペースでございます。4畳に対して1人だというような形で申請は上がっております。

先ほど言われましたように、スプリンクラーとか、寄宿舍という、いわゆる建築用途、そういうことから考えますと、これが営業に値するとかは、違う意味で例えばホテルとか、そういう形ですと、また違う規制がかかると思うんですが、寄宿舍ですと、そのような規制はかからないと、現在はそのようになっております。

○鯨井眞佐子君

4畳で38人とおっしゃいましたけれども、その方が1棟の中にいるということが想定されるんですけども、もし火事になったときに、逃げるというのは相当大変なことではないかなというふうに思うんですね。そういうことにおきまして、どこかでも火事がありましたよね。火事があって相当の方が亡くなったというふうにも聞きましたけれども、そういうことがあったときに、私はこれは避難するのが相当大変かなというふうに思うんですね。もし、高齢者であったりとか、そういうことの場合では、とても大変な状況になるかと思えますけれども、市独自として、このスプリンクラーの設置を義務付けるとか、そういうことはできないのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

これは、私の記憶なのですが、以前にモーテルと申しますか、そのようなモーテルの申請が八街で、かつて結構見受けられたときに、市として規制ができないのかということ、いろいろ質問を伺ったという経緯がございます。今、こういう形で、これが寄宿舍、実際に寄宿舍という形で、こういう建築用途ですと建築確認等々では規制等はございませんが、これはいわゆる無料低額宿泊所と言われる宿泊所と規定で、国・県等のガイドラインがあるようでございますので、その辺につきまして、一応、市民部の方とも協議はしてみたいというふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

私は無料低額宿舎とは思っていないんです。実は高額なんじゃないかというふうに思っておりますので、それは抵抗がありましたので、集合住宅という名目でさせていただいたんですけども、もし、六区のあるところが火事になったとしたら、どういうふうに避難をするのかなというふうに。ご存じだと思いますけれども、あそこは結構ぎりぎりに建っていますよね、向こうの境界のところね。そうしますと、わきから入っていくところはブロック塀がやっておりますので、当然、前にもあそのちょっと先の方が、機械の下敷きになってお亡くなり

になった方がいらっしゃるんですけども、救急車が入れなかったという事実があります。あその道路に至りまして、民地であるから、それ以上どうしようもないということを伺いましたけれども、それだけじゃなくて、やはり市として、もうちょっと努力して、あその奥の方の住民もいますし、ぎりぎりに建てられたら、相当圧迫感もありますし、そういった意味で、もうちょっと道路を広げるとか、そこら辺も検討いただきたいなというふうに思っているんですけども、その奥の方たちが、もし、前にまた1棟、2棟建ったときに避難されるのはどうされるのかなど。避難所は確保されてあるのかどうかというふうにも思っているんですけども、あそのところは高くなっていますけれども、どういうふうに避難するんでしょうね。それは、でき上がってからでないとわからないことなのかもしれませんけれども、そこら辺は市として何か指導とか、何か考えておりますでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

建築確認と、あと先ほど開発行為のお話もちょうと申し上げましたが、1千平米未満だということでもありますし、ただ、八街市の場合、例えばこれが1年以上あいた場合、これは新たに現在の確認が2棟目で1月5日の確認という形になっておりますので、これから1年以上あいてしまうと、先ほど1千平米未満だという形になりますが、これにもう1棟建てると、全体とすれば1千平米を超えるわけなんですけど、そこに1年以上間がある場合には、やはりまた最初から1千平米未満という形で、また1棟という形から始まるというような形の行為の関係はそのような形になっております。

○鯨井眞佐子君

当然、そのようにやってくるのかなというふうに、私たちも予想するところではありますけれども、でも、現実的にあそこに建ってしまったら、もう火事の場合は逃げようがないというふうに私は思っているんですね。そういったことに対して、今後、もし次の3棟、4棟目のものが出てきたときに、市としては、どのように対応してくださるんでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

緊急車両に関して申し上げますと、家を建てる場合、最低、公の道に2メートル以上、接していなさいという形になっております。それで、なおかつ中心線から2メートルを確保するよという形になっております。それは、緊急車両等を考慮いたしまして、将来的には4メートルを確保できるような形ということなんですけど、すぐにこれは家が全部新しくなった時点での話ですので、先ほど議員からご指摘がありましたように、すぐ4メートルになるわけではございませんので、今言われた緊急車両が、そこに入れたいおそれがあるという場合等、いろいろあるかと思いますが、実際、現在の形ではそのような形では、そのような形で、すぐ4メートルになるわけではないというふうには理解しております。

○鯨井眞佐子君

本当に来るのが、もう目に見えていることでありますので、何とかそれを阻止というか、できるような方法があれば、ぜひ、市としても取り組んで、お考えいただきたいなというふうに思っております。本当に六区として1カ所受け入れておりますけれども、そのときには

協定書を交わしながらやらせていただいたんですけれども、それでも、今そこができたから治安が乱れたとか、そういうふうには決して現場を見ているわけではないので言えませんけれども、痴漢行為が発生したりとか、そういった被害状況もありますので、住民の方の不安が高まっておりますので、そういったことに対して、ぜひ、今後もいろんな建築時には住民に説明を十分にさせていただきたいということも、ぜひ、やっていただきたいというふうに思うんですね。

現在、急遽、私たち10月にあそこに看板が立ってわかったような状況なんですね。これは何だということで、区長さんたちが、その先方を調べてご連絡したんですけれども、11月30日に何しろ説明、住民の方が何も知らないのでは、とてもそれだけの人数が来られるには、あまりにも説明がないということはおかしいじゃないかということで、説明を求めたところ、11月30日に建築の業者だけが来て、行っている大もとの社長は来なかったわけですよ。その後も何回か、区長の方から説明を求めているんですけれども、いまだに説明には応じないと。住民のそういった説明会には出ないというような話でございます。それでは、あまりにも一方的で、おかしいじゃないかと。ただ、そういったことが建築法で許可されたからできるんだということでは、今後八街市としても、こういう住宅がたくさん建つのではないかという懸念もありますし、これが本当に寄宿舍というような名目で建っているようなんですけれども、当然これは、私は生活保護の方の関係に行くのではないかというふうに思っておりますし、六区としても、そういったことは受け入れるのも、なかなか難しいかなというふうにも思っております。

今、六区としても、生保の方を受け入れているんですけれども、先ほどから市長のご答弁の中にもありました。住居扶助費が3万7千200円、それをもらっているというのは、整合性から考えてもおかしいと。私も当然そうだと思うんですね。1軒、またアパート1部屋借りているのであれば、そのくらいの金額はするのにはあり得るかもしれませんが、共同トイレ、共同ぶろ、そして4畳が1間で1人住んでいるということに対して、どう考えたって3万7千200円はしないわけですよ。そういったことも考えて、八街市としても、そういったことの何畳に幾らにするとか、そういうことの規定が設けられれば、一番いいかなというふうに思っているんですけれども、ぜひ、こういったことも取り組んでいただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

これは、千葉市の問題と、合致するかどうか、ちょっとわかりませんが、他の市町村、千葉市等で新聞等でも載っていた記憶がございますので、こういう先進と言ってはあるかどうか、ちょっとわかりませんが、どのような形でやっているのかということも検討をさせていただきたいというように考えております。

○鯨井眞佐子君

ぜひ、お願いしたいと思います。それで、先ほど寄宿舍はしょうがないんだというようなお話でしたけれども、住宅地のそばにそういった寄宿舍、大きなものが建てられるのに、何

かそういった定義だとか、そういった規制みたいな、そういったものは一切ないんでしょうか。何か寄宿舎の定義というのは、どういうものなんでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

寄宿舎の定義といたしましては、学校、事業所、病院、工場などに付属して設けられる居住施設。市として、学生、職員、行員のうち、独身者のために作られる。1室に何人もの居住のある例は珍しくなかったが、最近では1人1室の傾向にあると。それと、あと台所、浴槽、便所等につきましては、共同で設けられるのが普通であると。これが、一応、寄宿舎の定義といたしますか、そのような説明になっております。

○鯨井眞佐子君

まだ、申請はどのようなふうに出ているんでしょうね。この六区に至っては、事業主の寄宿ということなんでしょうかね。そんなたくさん大きな会社が来ますかね。不思議なんですけれども、ご答弁をお願いします。

○建設部長（並木 敏君）

建築主の方につきましては、東京の住所となっております。今言われましたような、この方がどのような、例えば事業を行っているかというのは、私は現在のところ手元にその資料はございません。

○鯨井眞佐子君

この寄宿舎であれば、別にそういった現状報告とか、そういうことを義務付けるということとはできないんでしょうかしらね。ぜひ、私はこれだけの大きな所帯が入る建物、例えばマンションであれば、当然もっと近隣のこととか、いろんなことを配慮してということもあると思うんですね。全く人数的には、私は大きな住宅だというふうに思っておりますので、また、この方たちがどのような状況で、どのような生活をしていくのかとか、今現在どうなのかというので、1年に1回とか、2回とか、そういった報告を義務付けるとか、そういうこともできないんでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

一応、今、建築確認の段階で、建築の用途が寄宿舎ですので、事業主が今後どのような形でしていくのかはちょっとわかりませんが、今、ご指摘がありましたように、例えば無料低額宿泊所に類似したものであれば、違う方向といたしますか、今後の方向が遅いと言われるかもしれませんが、そのような形で把握する以外には、今のところ手が無いのではないかと考えています。

○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時27分)

(再開 午後 2時37分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○鯨井眞佐子君

今、寄宿舎という名のもとで入居をさせるということで、業者はそのようにやっておりますけれども、もし、これが寄宿舎として、1年、2年、そのくらいでできるのかどうか、そこら辺もちょっと私は疑問に思っているところなんですけれども、これが生活保護の申請となったら、寄宿舎という意味合いとは、また違って来るかと思っておりますけれども、そのときの市民部の方の対応としてはどうなんですか、

○市民部長（小倉 裕君）

直接、私どもまだ業者と一切接触してございませんけれども、聞くところによりますと建築確認上、寄宿舎ということで、用途をとっているそうですので、当然そうなれば用途変更の手続が必要であると思います。

また、私どもの方へ低額宿泊所なり、そういう生保該当者に貸し出す、そういう相談が来ましたら、今、県のガイドラインの中にもございますけれども、この設備基準の中で開設にあたっては、当該市町村における生活困窮者の実情を考慮した規模とすると、そういうふうになっておりますので、当然、私どもも先ほど丸山議員さんにもお答えしましたが、3月までに何とかこの市のガイドラインを作るんですけれども、この辺を含めて強調したような対応をしてまいりたいと考えております。

○鯨井眞佐子君

強く強く要望しておきます。ガイドラインをぜひ作っていただきたいというふうに思います。もし、本当にこれが八街市に1棟38名ですか、その方たちが来たとしたら、もう大変な市としても負担になるかと思うんですね。ですから、そういった意味からいっても、ぜひ、お願いをしたいというふうに思います。

それと、あと住宅扶助費の3万7千200円は、なかなか今これは決まっているところなので、減額をするということは難しいというふうに聞きましたけれども、これも県や国の方に、ぜひ、もし生活保護として扶助費の申請が出された場合にも対応ができるような取り組みを八街市主導で行っていただきたいなというふうに要望をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それと、あと、申し訳ありません。先ほどセットバックするということで、道路の件なんですけれども、入口のところから奥の住宅の方が3軒ほどあったと思うんです。それで右側の方にも前事故があって、本当に救急車が入れなくて、手遅れになってしまったという事実もありますので、その道路についてもうちちょっと広くできないのかなというふうに私は思うんですね。それで、あそこは入り口で左側にずっとブロック塀が積まれておりますけれども、そここのところのセットバックをもうちょっとブロック塀を崩してバックをしていただくということではできないのでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

新築をする場合に、例えば道路の幅員が4メートルない場合、これは先ほどからご指摘が

ありますように、緊急車両、消防車、救急車が支障がないように通れるようにするには何メートル必要だということにつきましては、4メートル必要ですから、中心線から2メートル下がったところに、そこには永久的な工作物は設けてはいけませんというような形になっております。

したがって、それはいつの時点で行うかということにつきましては、確認申請、いわゆる建て替え等が発生したときというように、現在はやっておりますので、協力させていただいて、今言われたようなブロックが中心線から2メートル離れていないところにあるという形で協力していただけるのであれば、2メートル確保できると思うんですが、新築等の申請があったときに、中心線から2メートルセットバックしてくださいという形で、お願いをしているということでございます。

○鯨井眞佐子君

今のところ全然バックする予定がなさそうなんですけれども、ぜひ、市としてもちょっと現状を見ていただいて、お願いできるものは、ぜひ、市としてもお願いをしていただきたいなというふうに思っております。

それと、あとなかなか規制はできないということでもありますので、できれば、担当課の方で建築している現場を日々通っていただいて、きちっと建築がされているのかどうか、またいろんな排水の件とか、いろいろ私も課に行ってお聞きさせていただきましたけれども、なかなか難しいところであるという現状も聞かせていただきましたので、そういったことも含めてぜひ、建築現場に何度も、できれば日参するぐらいの思いで通っていただいて、なかなか八街は難しいぞという印象を与えていただければ幸いかなというふうに思っております。ぜひ、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、最後に確認の意味で、元に戻りますけれども、小学6年生までの医療費の助成は22年度から行っていただけるということを、たしか山口孝弘議員に答弁したと思ひますけれども、それをもう1点確認しておきたいと思ひます。ご答弁よろしくお願ひします。

○市民部長（小倉 裕君）

市長答弁でも申しましたように、22年度中に一応、実施する方向で考えております。

○鯨井眞佐子君

22年度中ということとは、22年度の最後の方ということもあり得るんですか。

○市民部長（小倉 裕君）

なるべく早い時期に検討したいと思ひます。

○鯨井眞佐子君

ぜひ、22年度の最初のときに実施できるようにお願ひをしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

公明党の川上雄次です。本年最後となる一般質問を行います。

執行部の皆様には、新年へ向けて明るく希望あふれる答弁がいただけるように願いながら4項目の質問を行います。

まず、第1の質問は新政権になって導入が予定されている、子ども手当について、本市での影響を伺います。

鳩山政権になって80日を過ぎ、当初の国民の期待感は、今、急速にしぼんできており、また、大きな不安感にも包まれてきております。その原因に、マニフェストにとらわれ、検証も長期ビジョンもなく、過去最大に膨らんだ95兆円もの概算要求を作り上げた政権運営にあります。

100年に一度の経済危機に対応するための自公政権が緊急に取り組んだ、21年度当初予算88.5兆円をさんざん批判し、むだを削減すれば財源は幾らでもあると豪語していた選挙前のメッセージは跡形もなく消え、今年の税収は鳩山不況で9兆円も減ることが明らかになり、今、財源確保へ向けて多くの増税が検討されています。

政権公約であった、ガソリン等の暫定税率の廃止は環境税と名を変え、実施されればガス、石炭、電気の税率が倍増となり、産業界の経済や車を使わない一般市民の生活にも多くの、しわ寄せが懸念されております。

高速道路無料化は首都高速、関西を除くと言っていましたが、最近では東名高速と名神高速、本州四国連絡橋3ルートも除くと言い出しております。一体どこの高速道路が無料化するのでしょうか。

また、政治宣伝ばかり目立った行政刷新会議の事業仕分けは、本来の事業仕分けとはほど遠い、法的な裏付けもなく、資格も能力も専門性も疑問がある仕分け人が、学術研究や福祉、教育、医療分野など日本の将来や国民の生命、健康に係わる重要事業を乱暴にも1時間で廃止、削減等の仕分けを、財務省官僚のマニュアル通りに行い、各方面から批判を浴びています。

看板政策であった脱官僚も、日本郵政社長に元大蔵事務次官や複数の官僚OBを入れ、続いて人事院の新人事官も元厚生労働事務次官を任命し、これまでに言ってきたことと、やっていることが、全く違うご都合主義に終始しております。

また、鳩山政権の成長戦略や長期展望のなさは、内政、外交ともに数々の内閣不一致発言を産み、司令塔不在の様は、まさに政権担当能力の欠如があらわしています。しかも、船出したばかりの鳩山、小沢丸は極めて違法性が高い、個人偽装献金、企業献金疑惑の黒煙をまき散らしており、鳩山家では11億円もの非課税というか、脱税の疑いがある鳩山家だけの「子ども手当」を母親からもらっているという事実が報じられております。

こういう政権のもとで年末を迎え、日本の経済はデフレや急速な円高進行で状況は悪化しており、市民生活も長引く、景気の低迷などで深刻な不安に包まれております。

今後、地方政治並びに市民生活への影響については、特に注意し、対応していかねばなら

ないと思います。中でも子ども手当創設に伴い、扶養控除や配偶者控除が廃止された場合の増税は、子どものいない所帯や高校生以上の子どものいる所帯ばかりでなく、保育園料の高騰により、かえって市民の負担が多くなるケースが予測されており、心配されております。

そこで、質問要旨の1は、新政権の「子ども手当」による配偶者控除、扶養控除の廃止された場合の市民の所得税と住民税の増税額を伺います。

次に、質問要旨2は、子ども手当支給に伴い、非課税所帯を含む保育園保護者の保育料は、負担が増えると予想されているが、試算額について伺います。

質問事項の2は、健康都市連合についてであります。

本市の目指す総合計画の三の街では、「めざします健康と思いやりにあふれる街」とあり、平成16年6月には八街市健康安全都市宣言が行われました。市民の皆様が、今後ますます健やかで自立した生活を送り、健康寿命を延ばすことは八街市の重要なテーマであります。

また、そのためには行政のサポートは欠かせません。八街市健康安全都市宣言の後、健康診査をはじめ、医療費の助成の拡大など、さまざまな施策が実行されてきましたが、こうした施策推進の中で世界的なネットワークである「健康都市連合」に八街市は平成18年3月に加盟いたしました。

健康都市連合は、2003年10月17日、WHO西太平洋地域事務局の本部があるフィリピンのマニラ市で、設立式が行われ、健康都市連合は西太平洋地域の健康都市の国際的なネットワークであり、メンバーは地方自治体、中央政府、NGO、民間組織、学術団体、国際機関からなっております。

そこで、質問要旨の1は、日本では全国で26市が加盟している世界的ネットワーク「健康都市連合」に、本市は平成18年3月に加盟しているが、その活動状況について伺います。

次に、健康都市連合は市民の健康を守り、また、生活の質向上のために人々の相互交流、情報の交換、研究の展開、プログラムを構築する能力の促進をうたっております。他の都市の経験、知識や技術などを知り、国際的な協働を通して、相互にその目的の達成を目指すと言われております。

そこで、質問要旨の2は、長谷川市長も参加された、第4回健康都市連合総会の開催市、多治見市の楽しいウォーキング100コースや、第5回開催市、大府市の健康の森ウォーキングコースを参考に、八街市でもスポーツプラザ内や市内の名所、史跡などを巡るウォーキングコースを開設し、健康づくり推進施策の推進を望むが、お考えを伺います。

次に、榎戸駅周辺整備についてお伺いします。

バリアフリー新法では、地方公共団体、関係事業者の責務がうたわれています。当然、JR東日本も平成22年までに交通バリアフリー法に基づき、1日の乗降客が5千人以上のすべての駅施設を対象としたバリアフリー化計画を進める事業者としての責務があります。

乗降客の5千人以上の利用がある榎戸駅についても、エレベーターの設置の努力義務があり、具体的な事業化に向けて、JR東日本と本市、関係機関との協議を開始する場の開設が必要です。

そこで、質問要旨の1は、バリアフリー新法では、地方公共団体の責務として移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとなっている。そこで同法の目標年度である平成22年に、残り1年となった榎戸駅のエレベーター設置等の移動等の円滑化へ向けて、基本構想策定の住民学識経験者、関係機関、関係事業者より構成される「交通バリア法協議会」の設置を求めるが、お考えを伺います。

次に、本市の副次核として位置付けられている、榎戸駅の周辺の整備については、議会質問でも、たびたび取り上げさせていただきましたが、大きな進捗が見られません。

そこで、すぐに取り組める課題として、榎戸駅利用の歩行者の夜間の安全を確保するため、今、全国の公園、広場、駐車場、駅、コンビニなどの景観照明に多用されているLED街路灯や、高圧ナトリウム灯の防犯灯の設置ができないか、伺います。

同じJRの駅でも、八街駅周辺には、八街駅南口商店会や通り町商店会、中央通り商店会、本町商店会など、本市が補助金を支給している各商店街の街灯が数多くあります。

また、八街駅北口は駅前の整備が進み、多くの道路、歩道の照明が設置されており、歩行者の安全確保に寄与しております。一方、駅利用者が八街駅に次ぎ、多くの通勤、通学の歩行者のいる、副次核の榎戸駅周辺は対策が遅れています。

そこで、質問要旨の2は、通勤、通学者等の歩行者が極めて多い、榎戸駅周辺の市道を通学路と同等にナトリウム灯等の設置を推進し、市民の安全歩行の確保に努めるべきと思うがお考えを伺います。

次に、本市は農業を基幹産業としていますが、その最大の特長であり、利点である農業や「おいしい野菜」を情報として発信することが弱く、少ないように思います。

そこで「やさいの街」をキーワードにした「街おこし」、「やさいの街」プロジェクトを提案したいと思います。今、各地の農産地では、地域振興へさまざまな取り組みが行われています。

少し例を挙げれば、つくば市の「みずほ村市場」は大変有名です。45人の契約農家が持ち寄りおいしくて新鮮な野菜を求めて、つくば市や近隣だけでなく、わざわざ東京からもお客がやってきます。「みずほ村市場」のコンセプトは安売りではなく、品質で勝負する、値段は自分で付ける。ただし、既に売られている品目を携えて参入する生産者は、同等以上の値段設定をしなければならない、そういうルールがあります。つまり野菜の品質に徹底してこだわって販売しています。社長の長谷川久夫氏は「車だって100万円のものがあるのに1千万円のベンツが売れる。ちゃんとしたものを作れば安売りしなくても売れる」と言っております。45人の契約農家からなる「みずほ村市場」の販売額は今年7月の決算で6.4億円、生産者の平均販売額も700万円、多い農家では1千400万円を売り上げているそうです。

また、近くの例では、隣の山武市のことですが、先週12月4日の読売新聞で紹介されておりました。JA山武郡市の直売所「緑の風」では販売管理システムPOSを使い、生産者の携帯へメールを使い、自分の出荷した野菜の販売情報が届けられおられます。その結果、効率

のよい出荷体制の導入後で、大幅な売り上げの増加を見ており、当初50人程度であった利用者は70代以上の人も含めて、今は252名の方に拡大、「新鮮な野菜を求める消費者のニーズに応じている」と新聞で報じられておりました。さまざまな工夫、取り組みで、新鮮でおいしい野菜をキーワードにした八街の街おこしをしていくべきであります。

また、全国でも、その事例は事欠きません。

そこで、質問要旨の1は、プロジェクトを立ち上げて農業が基幹産業の八街にふさわしい「街おこし」策として「やさいの街」をキーワードに、例えば、四季別の収穫祭や品評会、野菜即売会などを八街駅北口駅前の市有地を会場に開催してはいかがでしょうか、お伺いします。

次に、市民農園について伺います。

市民農園は、ゆとりとやすらぎの場としても広く活用されています。小面積の農地を利用して、市民のレクリエーションの場や自家用野菜や花の栽培、また高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の農業体験の学習など多様な利用が考えられます。

また、本市では東京から50キロ圏の地の利を活かした都市住民の週末農業の受け入れも可能です。「やさいの街」とも言える八街に、まだまだ、数の少ない市民農園を充実することが求められております。

そこで、質問要旨の2は「やさいの街」を売り出すためにも、特定農地貸付法の改正を受けて可能になった農家開設型市民農園や農業体験農園の開設推進を図るべきと思うがいかかか、お考えを伺います。

次に、八街市南商店会の皆様が新しいキャラクターとして「ぼっちくん」を作ったとお聞きしました。大変かわいらしく評判もいいようです。本市では、既にピーちゃん・ナツちゃんがありますが、残念なことに商標権が市にはなく、自由に使えません。全国ではさまざまなキャラクターが作られ、ゆるキャラなどと言われ、ブームになったり、各地の「街おこし」に活躍しております。

そこで、新しい市のキャラクターとして八街市南商店会にお願いをして「ぼっちくん」活用の取り組みができないかと思えます。

そこで、質問要旨の3は、ピーちゃん・ナツちゃんに続き、評判のよい「ぼっちくん」を新キャラクターとして登録して「街おこし」に活用できないか、お伺いします。

最後に八街市の優れた、美しい景観、豊かな農産物の姿、例えば季節感のある、ぼっちの写真や旬の野菜収穫風景など、映像や話題になる八街市の事象を情報発信して「街おこし」につなげる施策ができないか伺います。

県内の北総鉄道では、映画「電車男」をはじめ、多くのテレビドラマや映画撮影が行われており、地域の活性化、知名度アップにつながっております。マスメディアを通じて知名度を上げることは大変に有効な「街おこし」の手法になると思えます。

そこで、質問要旨の4は、八街の農村風景、農作物の生育の姿、自然の景観など魅力ある事象をデータベース化して、映画や放送、報道機関などに情報として常時発信するセクショ

ンを市内に作り、八街市の活性化につなげるべきと思うがいかがか、お考えを伺います。

以上、4項目の質問に対して、執行部の皆様の前向きな答弁を期待して、第1回の質問を終わります。

○市長（長谷川健一君）

公明党、川上雄次議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 子ども手当創設について答弁いたします。

(1) (2) につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

子ども手当の創設に伴う控除の見直しにつきましては、現在のところ扶養控除は平成22年度に見直しに着手し、配偶者控除は平成23年度以降に議論することとされております。

廃止による影響でございますが、所得税について扶養控除と配偶者控除がともに廃止されますと、夫婦、小学生1人、保育園児1人の4人世帯で、給与収入が300万円で社会保険料控除が30万円の場合では、現行制度での所得税は5千円、控除廃止での所得税は6万2千円となり、5万7千円の負担増となります。

同じ世帯で給与収入が500万円の場合は、現行制度での所得税は8万2千円、控除が廃止されますと所得税は18万500円となり、9万8千500円の負担増となります。

住民税に係る影響でございますが、所得税と同様に廃止された場合を先ほどの例で申し上げますと、年収が300万円の場合の住民税所得割額は2万円から11万9千円となり、9万9千円の負担増、年収が500万円の場合の住民税所得割額は17万4千円から28万500円となり、10万6千500円の負担増となります。

次に保育料ですが、当市の保育料表につきましては、国が定めている保育所徴収金基準額表に準じているところであり、保育料の額につきましては、前年度分の所得税あるいは前年度分の住民税の額に基づき保育料を算定しております。

このため、現在の保育料表を改正せずに所得税などが増額となった場合には、保育料も増額となる場合があります。

一例を申し上げますと、先ほどの所得税及び住民税で申し上げた年収300万円の夫婦に小学生の子ども1人と保育園児1人がいる場合の保育料は、保育園児が3歳未満児の場合には、月額2万4千円から3万7千800円となり、1万3千800円の負担増、3歳児の場合には、月額2万1千600円から3万1千600円となり、1万円の負担増。4歳以上児の場合には、月額2万1千600円から2万6千円となり、4千400円の負担増となります。

また、年収500万円の夫婦に小学生の子ども1人と保育園児1人がいる場合の保険料は、保育園児が3歳未満児の場合には、月額3万7千800円から5万1千800円となり、1万4千円の負担増となりますが、3歳児及び4歳以上児の場合には、既に上限額となっていることから、3歳児の場合は月額3万1千600円、4歳以上児の場合は、月額2万6千円に変動はありません。

しかしながら、同じ世帯構成で年収が少ないなどの理由により、住民税のみ賦課されてい

た方が、各種控除の廃止により、4万円未満の所得税が新たに賦課された場合の保育料は、3歳未満児の場合には、月額1万3千600円から2万4千円となり、1万400円の負担増、3歳児及び4歳以上児の場合には、月額1万1千500円から2万1千600円となり、1万100円の負担増になると試算しております。

次に、質問事項2. 健康都市連合について答弁いたします。

(1) ですが、健康都市連合日本支部は、WHO健康都市に関する情報の提供、WHO健康都市連合に賛同する都市等のネットワークを構築することにより、国内の地域特性に応じたWHO健康都市の実現に寄与することを目的とした組織です。

八街市は、平成18年3月から会員として加盟しております。

年に一度、健康都市連合日本支部大会が開催され、八街市も参加しており、幅広い情報の交換や共有を行っているところです。

なお、八街市は平成16年に「健康安全都市宣言」を行っており、市民の「健康は自ら守りましょう」を目標の1つに掲げております。これからも市民の健康意識の向上、健康の保持・増進の支援に、健康都市連合の共通理解・情報を活用してまいります。

次に(2) ですが、本市では、「健康は自ら守りましょう」を目標の1つに掲げ、生活習慣病や寝たきり予防など、健康寿命の延伸を図るため、健康管理を自ら継続して行うことができるよう支援しております。

本年度の事業では、健康管理課で生活習慣病の予防・解消を目的とし、集団健康教育を実施しております。食事や運動に関して学ぶ教室となっており、実技ではウォーキングも取り入れております。

教室の中で、自主グループ化を促すなど、ウォーキング仲間が増え、継続していけるよう支援していきます。

そして、安全で快適なウォーキングを続けるために、これからも、このような教室を実施することやスポーツプラザ内や市内の名所、史跡などを巡りながら、ウォーキングできるコースを紹介することなどにより、市民が身近なところで、楽しみながら健康づくりができるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 榎戸駅周辺整備について答弁いたします。

(1) ですが、急速な高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透などから、高齢者や身体に障がいのある人などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することは、重要な課題となっており、駅施設を中心に一体的なバリアフリー化が求められているところでございます。これまでの当市のバリアフリー化への取り組みは、八街駅施設及び自由通路にエレベーターやエスカレーターを設置し、市役所、総合保健福祉センター、中央公民館などの市民の利用の多い施設には、エレベーターの設置、障害者用トイレやスロープを設置するなど、公共施設等のバリアフリー化を図ってきたところでございます。

しかしながら、道路や公共施設については、まだまだバリアフリー化を進めるべきところは多く残されております。バリアフリー法では、市町村は、この法により主務大臣が定める

基本方針に基づき、重点整備地区を定め、基本構想を作成することができるとされ、さらに、この基本構想の作成に関する協議や構想の実施に係る連絡調整を行うための法定協議会を組織できるとされており、公共交通の旅客施設のみならず、高齢者、障がいがある人などが日常利用する建築物等の生活関連施設及び、これらを結ぶ経路の一体的なバリアフリー化を図る上で、基本構想は重要な意味を持つものと理解しております。

基本構想の策定にあたりましては、榎戸駅周辺地域のみならず、八街駅周辺地域につきましても、重点整備地区として捉える必要がありますことから、対象となる事業計画等の具体化や、これらの整備に係る経費の捻出など、研究すべき課題も多くございますので、検討を重ねまして、方向性を取りまとめてまいりたいと考えております。

なお、榎戸駅の短期的な課題としましては、JRの方針とは合致しませんが、東口の開設が最優先項目であるものと認識しておりますので、駅構内跨線橋へのエレベーター設置ということとセットにして、協議、交渉を進めてまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、高圧ナトリウム灯の設置としましては、中学校の生徒が部活動などで夜道を帰宅する際に、犯罪等に巻き込まれないため、平成16年度から各中学校区の通学路を対象に年間30基程度の設置を図っているところですが、まだまだ整備すべき路線が多く、要望も強いことから、現在の設置方法で整備してまいりたいと考えております。

なお、先般、LED灯の設置について横田議員からご質問がありましたが、通常防犯灯に比べ、明るさが増し、電気料金の軽減策につながると言われていますので、この地域で検証してみたいと考えております。

次に、質問事項4. 「やさいの街」プロジェクトの提案について答弁いたします。

（１）ですが、本市は、例年開催しております産業まつりにおきまして、農産物共進会や各生産団体による野菜の即売会を開催しているほか、八街市観光農業協会及び八街市優良特産落花生推奨協議会では、市外スーパーにおいて八街収穫祭を開催し、野菜や落花生の加工品販売を行うことにより、「街おこし」を含めた八街産野菜のPR事業を既に展開しているところです。

四季別の収穫祭や品評会、野菜販売会などを八街駅北口駅前の市有地を会場に開催できないかというご質問ですが、この市有地の活用につきましては、八街商工会議所が事務所となり、平成17年に設立しました「八街TMO」においても、地理的条件を活かした「市の開催」をテーマに検討されたところではありますが、近年における経済情勢により中断している状況となっております。

このような状況下で、定期的・継続的に開催することは大変難しい面もございますが、地元で生産される農産物を紹介することは、本市の農業を理解していただくため、必要と考えますので、「JAいんば」が農作物のできばえや規格区分を確認するため、4月から10月にかけて作物別を実施しております「査定会」に合わせて、試食会や即売会などができないか、協議をしてまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、市民農園は一般の農地を持たない市民の方々がレクリエーションなど

の目的で、小面積の農地を利用して野菜を栽培するための農園のことで、近年では食べ物の安全性を重視する傾向から、また、身近で本格的な農業を体験する場としても、市民農園のニーズが高まってきております。

特定農地貸付法による市民農園の開設主体としましては、以前は地方公共団体、もしくは農業協同組合のみとされておりましたが、特定農地貸付法の改正により、農地所有者やNPO等が開設主体となることができるようになりました。

貸し付け要件としては、1人あたり10アール未満の貸し付けであることや、複数の者を対象としていること。市と農地所有者が締結する貸付協定や農地所有者が作成する貸付規定に基づいて行われること。営利を目的としない農作物の栽培であること。貸付期間が5年を超えないことなどとされております。

この特定農地貸付法を利用すると、農地法の権利移動の許可等が不要であることや農地を農地として維持できること及び将来的に自作農に戻すことができること、並びに賃借条件が明確となるなどのメリットがございます。

市といたしましても、特定農地貸付法による市民農園の開設推進につきましては、担い手の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加により、農地が食料生産という本来の目的・機能を失いつつある現状に歯止めをかけるための大きな手段の1つとして考えておりますので、広報紙などを活用しまして周知を図り、開設意向の申し出や農園利用者からの相談に対応してまいりたいと考えております。

次に（3）ですが、ご質問の「ぼっちくん」は、本年7月にオープンした八街市推奨の店「ぼっち」のイメージキャラクターとして、委託先の八街駅南口商店街振興組合で制作したものであります。キャラクターの使用につきましては、組合と協議しなければなりません。可能でしたら、新しいキャラクターとしての活用を検討したいと考えております。

次に（4）ですが、本市だけではなく全国の農村地域においても、農家の減少や高齢化の進行、混住化等に伴い、農村風景や伝統行事が変わりつつあります。ふるさと八街の魅力を再認識し、日本人の心の原風景とも言える美しい農村景観を次世代の子どもたちに残すためにも、農村風景を紹介していくことは重要なことであると認識しております。

本市におきましては、野菜生産産地として落花生、里芋といった農作物に関する問い合わせをNHKや民放テレビ局から数件いただいており、既にテレビ放映されたものもあるところでございます。

こういった問い合わせに対しましては、既存の組織の中で対応しており、新たにセクションを設ける考えはございませんが、本市には全国に跨れる秋の風物詩として、落花生の野積、「ぼっち」がございますので、農作物のPRとあわせて、景観に関する情報も積極的にマスメディアに提供し、広く農業や農村に関する関心や保全・活性化についてPRしていきたいと考えております。

○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時25分)

(再開 午後 3時35分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○川上雄次君

答弁、大変ありがとうございます。それでは、自席にて再質問をさせていただきます。

まず初めに、子ども手当創設についてでございますけれども、今、答弁をいただきまして非常に驚きました。大変な増税があります。公明党が長年取り組んできた児童手当、温かい児童手当と比べまして、民主党の増税だけは、その子ども手当がいかにかまやかしかと、そういうものが明らかになってきたんじゃないかと思います。

確認しますと、所得税で年収300万円、夫婦、子ども小学生1人、保育園1人の場合に現行が5千円のもの6万2千円にアップすると。これは所得税です。住民税がそれに加わりますと、現行2万円が11万9千円に、合計で15万6千円の増税になる。500万円の同じく夫婦、子どもが小学校1人、保育園1人、これが現行8万2千円が18万500円、所得税ですね。そして、住民税が加わりますと、現行17万4千円が28万円ということで、合計が20万5千円の増税になると。子ども手当をもらっても、これだけの増税がある。なおかつ、もし保育園に子どもさんが行っていた場合には、今のお話では3歳児の場合で2万1千600円が3万1千600円という形で、3歳未満の場合には2万4千円が3万7千800円で1万3千800円の値上げというような形を発表していただきました。

非常に大変な状況ではないかと思っておりますけれども、この1つに保育料に関してなんですけれども、国の定めた保育料徴収基準表をもとに算定しているというお話でしたけれども、子ども手当が創設された場合、これは国に改定を求める必要があると思うんですけれども、担当課では、どのようなお考えをお持ちか、お伺いします。

○市民部長（小倉 裕君）

保育園の保育料なんですけれども、市単独での助成の創設につきましては、現時点では非常に難しいと感じております。

また、市長答弁にもありましたように、保育料につきましては、国が定めております保育料の徴収基準額をもとに準じているところなんですけれども、各種控除の廃止、検討経過ともに、各保育徴収基準額の改正の有無等について、今後重視してまいりたいと思っておりますけれども、また、増額については、また何らかの機会がありましたら、国・県なりに要望等、そういうものは検討してまいりたいと思っております。

○川上雄次君

子ども手当1万3千円をもらっても、保育園の保育料がそれと同額に上がっちゃうということは、それにまた税金が上がってくるわけですから、所得税、住民税ですね。子ども手当をもらって逆に苦しむという形になります。いかに今までの児童手当がよかったかというこ

とだと思うんですけれども、また、この住民税が上がったときは、医療費の自己負担額とか、介護保険の利用者負担の上限額も住民税が課税か、非課税かの基準になっているんですね。そうすると、児童手当をもらったことによって、その値上げが、また考えられるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点、担当課はどのようなお考えでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

まだ、私も具体的には検討はしてございませんが、今おっしゃったように介護保険料の負担限度額と市民税非課税という条件が付きますから、その辺が非課税がとれてしまえば、負担限度額の外れてしまうといえますか、そういうことは考えられます。

それから、介護保険料につきましても、配偶者控除なり、扶養控除なりが、もし外れた場合に今まで例えば奥さまが扶養にしている、本人は市民税非課税という方が、場合によっては市民税課税という形になることによって、保険料段階が引き上がると、そういう影響はあると思います。

○川上雄次君

本当にこの子ども手当のからくりというのは、そら恐ろしいところがあります。選挙民の方もこんなはずじゃなかったというふうになるんじゃないかと思うんですけれども、いずれにしても市民にどのような影響があるのか、しっかりと精査をしていただいて、そして、できるだけそういった影響は最小限であるような形のものを取り組んでいかなければならないなど、このように強く思います。

もう1点、今、子ども手当、まだ半額の1万3千円で税源がそれでもなくて、いろんな話が出ておるんですけれども、これがさらに次年度になると倍の2万6千円となると、ますます税源がなくなってくると。どういう形で、この子ども手当を拡充していくのかという問題になるんですけれども、今、地方が児童手当のときに負担していた、2009年度の予算でいえば1兆円のうち地方自治体が5千680億円、また事業主が1千790億円負担していると。これは、子ども手当も地方にも負担してもらわなきゃいけないというような声が、今の中央政府の中でもちらほら出ているんですけれども、この辺について、どのような情報をお持ちで、また対処していかれるのかちょっと考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市民部長（小倉 裕君）

子ども手当につきましては、当初、国の方は市町村負担はないというようなことでやって、また、その後、市町村が一部負担というような声も聞いておりますけれども、私どもとしてはやはり国が当初、市町村の負担がないということで行動しておりましたので、あくまでも市町村に負担のないようなことで、また今後いろんな機会でも要望してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございます。執行と議会と、しっかりとこの問題については取り組んで、市民負担がこれ以上増えないように取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、健康都市連合についてでございます。

本年度では、この健康都市連合の総会が大府市で行われて、昨年は多治見市で行われたと。市長は両方の総会に参加されていらっしゃるというお話を聞きました。さまざまな研究発表とか、現場の視察とかあった中で、両市とも健康ウォーキングということに力を入れて、さまざまな発表があったということをお聞かせしております。

大府市さんでは、20年前に健康都市宣言をされていて、そして市民の皆さんの健やかな暮らしのための取り組みということで、7つのウォーキングコースを作って、市内で月間ウォーキングとかという形で、いろんな形のウォーキングに取り組んでいらっしゃるそうです。

また、多治見市さんでも、ウォーキングに関しては、年間26回、楽しいウォーキングという行事を行っております。ショートコース3キロ、一般コース5キロから8キロ、これが26回行われているそうなので、そして市ではウォーキングカードという、「歩きゃ〜カード」というのを作って、ウォーキングコースも市内に100コース作っていると。そして、健康づくり、友達づくりに取り組んでいるということをお聞かせしました。

八街市も、ぜひともそういうウォーキングができる環境整備をお願いしたいと思うんですけども、先ほどお話しさせていただきましたけれども、スポーツプラザの中に周遊する形のウォーキングコースを作って、どのくらい歩けば何キロとか、そういった表示もして、市民の皆さんに利用していただくような、ウォーキングロードづくりをお願いしたいと思うんですけども、これは市長いかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

スポーツプラザにつきましては、改まってコースを作らなくても、今、あの中は歩いたり、駆け足をやったり、マラソンをやったり、日中はとにかく夕方とか朝はかなりの人が来てやっております。しかしながら、団体での催し事はやっておりませんが個人では実際やっております。ただ、催し事をやっておりますのは、坂江の第2町内会があるんですけども、この人たちはスポーツプラザを利用して、1年に1回、運動会をやったり、いろんなゲームをやったり、あそこで遊びをやったり、またウォーキングをあそこから出て、根古谷のお寺まで行って、お寺から用草の公民館で休んで帰ってくるというような、こんなコースで、役員の方が白線を引いて矢印をして、何人かずつに分けて、こんな行事もやっております。

ですから、あれを起点として周辺一番安全な地域ですので、川の土手を歩いてもあそこは幾らでも歩けますので、そんなようなことを中心として検討してまいりたいと思います。

それと、今度、大池調整池ができましたので、北部の人は大池調整池の周りは歩けるコースになっていますので、あそこは将来的に桜も植えたり、一応、公園みたいな環境にしますので、あの辺もそういうような指定的なものにして、北の方のグループはあそこでやるとか、そういう八街市の中のポイント的なものを作ってやったらどうかと思って、今検討させています。

○川上雄次君

ありがとうございます。市長、いい提案をしていただいたので、これは大府市さんの例な

んですけれども、ホームページからダウンロードしまして、ちゃんと地図があって、その景色も映ってまして、内容的には健康の道、駅西コースという形で、いろんなコースが市内各地のコースを紹介しています。ですから八街にどういう、いい散策路とか、ウォーキングロードがあるということがわかるような情報発信をホームページとか、広報やちまた等を使って、市民の健康づくりの取り組みをもうちょっと情報発信をしていただければと思うので、これはご要望でお願いしておきます。

それと、次に榎戸駅周辺整備についてでございますが、今議会でも榎戸駅についての質問がございました。その中で、市長の方からJRがなかなか話に乗ってこないというような話もありましたので、私は法定評議会という形で話し合いができる場が作れないかと、そう思って今回提案させていただいたんですけれども、北口の整備については佐倉駅の駅長さんが来てくれたりしますけれども、八街駅の次に榎戸駅の話も出しにくいでしょうから、法定協議会という形で、八街市全体のバリアフリーという形の中で、榎戸駅も取り上げていくという形の間を作るのが大事じゃないかと思うんですけれども、22年度、もう間近ですので、法定協議会、これは設置していただけないでしょうか、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

榎戸駅の問題につきましては、今議会でいろいろお話が出ておりますけれども、市長からも申し上げているように、東口の改札の新設、それからエレベーターの設置、これをセットにして進めるというのが市の考え方でございます。したがって、エレベーター設置ということ、榎戸駅周辺という広い意味でのバリアフリーの議論、これは当然必要になろうかと思えますけれども、榎戸駅へのエレベーターの設置ということに関しては、今ご提案があった協議会を設置するというようなことがなくても、一定の考え方、これは市長の考え方が出ているということでございます。

しかしながら、基本構想の策定、これにつきましては、重要な意味を持っているということは十分認識しておりますので、その中で、今、榎戸駅のエレベーター設置、この問題はあるということはあるんですけれども、基本構想の策定に当たりましては、まず、重点整備地区、これをどこにするかというようなこと。あるいは、どのような内容でバリアフリーを整えていくか。また、その経費はどうするかといったさまざまな課題がありますので、何度も申し上げますけれども、基本構想の策定、この重要性は認識しておりますが、これに関連しての協議会の設置につきましては、22年度ということではなく、今後の研究課題とさせていただきますというふうに今のところは考えております。

○川上雄次君

ずっと市民の皆さんが待ち望んでいる榎戸駅の整備なので、それを協議する、進める場が必要だと思うんです。また、本市は総合計画が今策定しているときなので、その辺の時期をあわせて、このバリアフリーの法定の協議会という形の中でJRの方にもお願いしていく、定期的にお願していく場を作ることが大事だと思うんですね。でないと、どこで協議しているんですかということになりますので、これは、ぜひとも早期検討して、公の場で

進めてもらいたい。関係機関等といろいろ調整もあると思いますので、これは強く要望しておきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、要旨の2の榎戸駅の通勤・通学者、大変多くの方がいらっしゃいます。そして、また危険な踏切を渡る方も多かったです。本市では通学路のナトリウムの照明を順次行っておりますけれども、中学校を卒業した高校生の子たちの通学路ということも考えたときに、5千人以上の乗降客のある駅周辺の整備は大事なことだと思うんですね。私は思うんです。格差がという言葉がありますけれども、八街駅の周辺と榎戸駅の周辺を比べると、随分格差があるんじゃないかなと思います。

1つ伺いたいんですけれども、八街駅周辺には、各商店街があつて、街路灯、これは市から補助金が出ております。そして、明るい照明が付いておりますけれども、今、各商店街の補助金の支給額とか、また、街灯の数はどのくらいあるんでしょうか。その辺、担当課よろしくお願いいたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

商店街の街路灯の数でございますけれども、10商店会ありまして、総数で571基、それから、これに関わります電灯料の総額で533万9千287円、そのうちの3分の1が市の補助金でございます、177万9千760円、残りは自己負担というような状況でございます。

○川上雄次君

大変多くの照明が、街路灯が付いているということがわかりました。これは、商店会関係ですけれども、八街駅の北口の関係の整備をした中で、街路灯、また歩道の照明も付いています。この辺の整備状況、数とか、事業費はどのくらいだったんでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

これは、街路灯につきましては42基、それとあとポラード、これは車止めの照明付きのものでございますが、これは82基でございます。事業費につきましては、街路灯につきましては約3千800万円、ポラードにつきましては、先ほど照明付きと申しましたが、照明なしのものも含めまして、全部で203基ありまして、約2千400万円でございます。以上です。

○川上雄次君

ありがとうございます。南口、北口、これだけたくさんの照明が付いて、活性化、また防犯に役立っていると思います。

一方、榎戸駅というのは5千人以上の乗降客がありますけれども、駅前の市で設置している防犯灯が、榎戸駅から前の県道までに1灯付いております。あと、駅の改札口から踏切まで2灯、20ワットの照明が3つあるだけなんですね。ちょっと格差があると思うんですけれども、先ほど市長の方からLEDの新しい照明の試みを、この地を使ってという報告がありましたけれども、すごくありがたいんですけれども、これは具体的に何灯ぐらい榎戸駅に付けていただけるのか。ちょっと答弁いただきたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

検証ということで、市長の方からご答弁を申し上げたところでございます。今ご指摘のとおり榎戸駅の周辺につきましては、駅からの直線道路に1灯、それから線路沿いに2灯ということで、3灯の設置がされているということでございまして、私も夕方でございますけれども、確認をしてきたんですが、駅から正面の道路につきましては、商店のネオン、明かりがついている場合には、若干その明るさが補充できるのかなというふうに思っています。

また、線路沿いについては電車が運行している時間については、ホームの電気がついておりますので、その辺もカバーできるのかなというふうに思いますが、確かに正面の道路については商店の電気が消えた後では1灯だけで、かなり暗いのかなというふうなことは実感しております。この辺もまた改めて、時間帯で確認をしてみる必要があると思っております。LEDをここで検証するということについては、まだ具体的にどうというようなことまで出ておりませんが、今持っている考え方では、まず駅前の1灯の部分、これをLEDに交換することを、まず優先させた上で、それで明るさがどうか、電気代がどうかということを含めて、また、その明るさを見た上で、例えばまだまだ不足するのであれば、距離の原則というのがありますけれども、その辺で増設をするとか、そこまで踏み込んだ検証までしてみたいということ考えています。ただ、これは今のところの考え方でございまして、これは検証の結果ということで、理解していただければと思います。

○川上雄次君

ありがとうございました。同じような例だと思わんですけれども、榎戸駅前の県道、八街高校の方に歩いていただくと、スーパーがあります。駐車場の電気がついております。ですから、スーパーがやっているときは明るいですね。9時を過ぎて店が閉まっちゃうと、全部消えちゃうんです。そして、県道沿いには防犯灯がずっと先に行かないとないと。ですから、夜遅く帰ってくる人たちは、真っ暗な中を歩くような形になります。そういった意味で商店が照明を落とした後が防犯灯の本来の意味でありますので、その辺も時間帯でよく見ていただいて、そういった暗いところは、いろんな物騒な事件が最近起きておりますので、チェックをしてもらいたい。また、整備していただきたいと。

また、榎戸駅の周辺には大きな団地が総武台、藤の台、また泉台、みどり台とございますので、たくさんの方が通勤・通学で歩いていらっしゃる。そういった場所の防犯灯が20ワットの従来型ではなくて、高圧ナトリウム灯を通学者もいるので、年間30灯のうちの1灯でも2灯でも、そういった通学通りに割り振っていただければいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

高圧ナトリウム灯ということでございますけれども、この設置には一応原則といいますか、整備計画というのを設けてございまして、これは平成16年に設けたものでございますけれども、原則論といたしましては、通学路の安全性向上、これは議員さんの方もおっしゃっていただいております、安全性の向上を目的として教育委員会等と協議の上に計画的に設置を進める

と、これが基本原則になっております。設置数については、年間30基程度。

それから、もう一つ、これが年度ごとに中学校の通学区ごとに設置するというのが、一応原則、計画というふうになっております。

それから、設置場所は照明の少ない通学路等を原則とするということ。それから、通学路以外といいますか、高校の通学路も含めたというお話がありましたが、通学路への設置が完了した後に、その各地域への設置拡大について検討するというようなことも基本計画になっております。

現在、この計画に基づきまして、平成16年、北中学校区から始めて4中学校区に順次設置を進めてきております。平成20年度に二巡目に入ったところでございまして、二巡目が終わるのが、23年度ということになりますので、いろいろ要望等はございますけれども、その時点で効果とか、さらに必要性とか、その辺を検証して拡大、地域をどうするかということについては考えてみたいなというふうに今のところ思っております。

○川上雄次君

照明の計画、原則とか、計画というのは本市で決めたわけですよね。もう一巡して、二巡目に入っていると。実際、現実には相当広範囲なナトリウム灯が設置されている箇所があって、榎戸駅周辺というのは、時間的にも遅い時間まで通学・通勤の方が歩いていらつしゃると。ところが暗くて、そんなに人が通らないところがついていて、たくさん歩いている駅前が、駅の周辺の通学路が暗いというのは、やはり費用対効果ということを考えても、また、自分の市で作った計画に市が縛られるというのではなくて、必要に応じて30灯全部じゃなくて、何灯かずつでも、そういった通学者、通勤者の多いところに回すということも、これは見直しがあってもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺ももっと柔軟な対応はできないでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

もちろん、その現状に合ったということで、計画を柔軟に捉えるということは、これは必要だというふうに思います。しかしながら、今のところの計画では中学校区ごとに整備するというので、二巡目に入っているというところでもございまして、また、要望箇所がたくさんあるわけですから、どこの場所を例えば1カ所付ける、2カ所付けるということになってきますと、その選択についてもかなり難しいものではないかということがございますので、原則論は原則論ということで、二巡目が終了した時点で、どのような効果があるか。あるいは、ほかのところに付けてもいいんじゃないかというような一定の結論といいますか、そういったことを導き出した上で考えていきたいと、今のところはそういうふうに思っております。

ただ、それをすべて必ずしも、そういうふうにするということではなくて、状況は随時確認はしていきたいと思っております。

○川上雄次君

全く同じ答弁が返ってきたんですけども、最後のところで少し変化があったかなと思

ましたけれども、実際、夜にパトロールというか、防犯活動で動いていただくとわかるんですけれども、人の通っていないところにこうこうとついていて、人がいっぱい歩いているところがそうでもないというような、アンバランスがありますので、この場ですぐ答弁は難しいかもしれませんが、その辺、加味していただいて、温かい安全な街をつくるんだという思いで、そういった修正もありきという取り組みをぜひともお願いしたいと思います。そういうことで要望しておきます。

続きまして、やさいの街プロジェクトの提案でございますけれども、先ほど鯨井議員の方からお話がありました。北口駅前の公園を使った文化芸術の発表の場のイベント広場という提案もありましたけれども、私の方から、その反対側にある公共核施設用地、これは今まで市のものではなくて、県に買い上げていただいていた分は買い戻したということで、市で自由に使えるようになったと思うんですね。そういった意味で、この場所をもうちょっと活用できないかと思うんですけれども、この核施設用地、購入価格と面積で、その面積の中で調整池を使っている部分は何パーセントぐらいあるのか。その辺ちょっと教えていただければでしょうか。

先に市民農園についてお尋ねします。

県内に市民農園たくさんございまして、行政が運営しているところもたくさんあります。そういった中で1つの例を挙げますと、習志野市では市内6カ所、233区画、市民農園を開設しております。募集、応募倍率が1.63倍、最も人気が高い農園では2.89倍ということで、3倍の申し込みがあって、空きを待っているというような状況であるそうです。本当に市民農園に対するニーズというのは、年々高まってきておまして、農水省のデータでも、それが裏付けられております。

従来、市民農園開設、貸し付けできるのは、地方公共団体と農業協同組合に限られていたんですけれども、平成17年の法改正によって、農地所有者と認められる方が自分で貸し出しできる、それは届け出をすればですね。そういう形になったんです。この形で市内で開設している市民農園というのは、幾つあるのでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

現在、市内に1カ所ございまして、そのうち、市民4人が利用しておるといような状況でございます。

○川上雄次君

私ども会派公明党では、島根県の松江市に視察に行った折、市民農園についても勉強してまいりました。松江市では、市のホームページに市民農園を紹介するページがありまして、空き状況とか、また、申請書もダウンロードできる形になっております。数も300以上の区画の貸し出しが行われておりました。

今日お持ちしたんですけれども、視察した折に松江市さんからいただいた資料なんです。これ非常に情報がたくさん詰まっています、これの中で八街市の実情と松江市と対比して、松江市に行って八街の勉強をしてきたというのもあるんですけれども、松江市さんの場合

には本当に八街市はすばらしいというおほめの言葉をいただきまして、農業出荷額が146億円で、松江市は53億円で、とてもかないませんという話とか、詳しく内容も豆類が八街は8.8億円、松江市は7千万円、芋類が18.6億円、八街市は1.7億円、野菜が90億円が八街で、松江市が13億円というような形で、市民農園についても松江市さんはたくさん作っていらっしゃるんですけども、お聞きしましたところ、松江市さんは水田が多くて市民農園を作るときは、水田を埋めて、それで市民農園を作るということで、大変経費がかかるという、その中でも多くの市民農園が作られております。

八街市の場合には、遊休農地を使ってすぐに市民農園に取り組めるという環境にあると思うんですね。そういった意味で、もっともっと市民農園に力を入れていくべきだと思うんですけども、農政課さんの方では、市民農園に対する取り組み方、例えばホームページの中に今ある市民農園を紹介するとか、または市民農園を希望する方に、これは市の方で農業委員会の方に申請して届け出をするということもあるので、その辺の手続等を紹介するとか、そういったことは、他市ではやっているんですけども、八街市では取り組んでいらっしゃるかどうか、お尋ねしたいんですが。

○経済環境部長（森井辰夫君）

現在のところは、PRしておりますけれども、ただ、ホームページ等でのPRではございませんで、やはり電話等による問い合わせ、それに対する回答が主なものでございますけれども、今後ホームページ等による利用につきましても検討してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

松江市さんは、市民農園をやりませんかというふうに、農家の方に訴えて、それで申請書類もダウンロードできるようになっていると。そういう形が整っておりました。

それで、市民農園に対して市の予算はどのくらいですかとお伺いしたら、担当課の方が市の予算はゼロですと。それで、市民サービス、また農家の方に支援活動をしていますけれども、予算はゼロでやっていますということでしたので、本市でもこれはすぐに取り組めるんじゃないかなと、このように思いますので、ぜひ、松江市さんのホームページを見てください。

それと、農業委員会としては、この農地法が変わって農家が市民農園ができるということが、何らかの形で情報発信したり、されているのかどうか、いかがでしょうか。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

農業委員会としては、特には情報発信はしておりません。ただ、相談に見えられれば、農政課の方との協定等やっていただければできますよというお話はしております。

○川上雄次君

やさいの街八街を、農業基幹産業の八街を訴える1つの手段として市民農園、大事だと思うんですけども、これからもうちょっと力を入れてほしいと思うんですけども、農政課、また農業委員会はいかがでしょう。

○経済環境部長（森井辰夫君）

市民農園につきましては、確かに需要がございますし、今後さらに伸びていくものと考えておりますので、充実を図ってまいりたいと考えております。

○農業委員会事務局長（藤崎康雄君）

ただ、私が個人的に思うのは、市民農園がたくさんできてしまっても、限りがあるんだと思うんですね。今、私は酒々井町に住んでいますけれども、酒々井でも市民農園が結構あるんですね。ただ、実際には管理がなかなかできていなくて、それをどこまで地主さんが今度管理できるかというような問題もございますので、今、1カ所開設されていて、そこがまだ埋まっていないような状況があるようでございますので、そういう開設したところのPR等につきましては、今後も大いにしていく必要があるのかなというふうには考えております。

○川上雄次君

先ほど、習志野市さんの例を出しましたけれども、順番待ち、倍率がすごいんです。そういった形でニーズはあるんですね。宣伝していないと、あるのはわからないということもあると思いますし、また、市民農園で利用者が使う場合とか、体験的な農家の方が指導をして、体験農園みたいな形もあったりとか、いろんなパターンもあって、だんだん進化したり、全国的にも広がっていますので、この辺はやはり八街市は、そういった意味では東京から50キロ圏であって、週末農家をやりたいという方の受け入れもできるし、また、市民の皆さんも「そういった市民農園があるんならば、やりたい」という方もいらっしゃると思うんですね。そういった、もっと整備をお願いしたいと思いますので、これはまた継続してお願いしていきたいと思うので、ぜひとも調査研究、また取り組みをお願いしたいと思います。

では、調べたのは、わかったでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

先ほどの北口の公共核施設用地の関係のご質問に対して、お答え申し上げます。

譲渡価格につきましては、約8億8千700万円。面積につきましては、換地後で約5千800平方メートル。現在、調整池として使用している面積につきましては、約800平方メートルでございます。

○川上雄次君

8億8千万円という購入価格、そして5千800平方メートルのうちの調整池で使っているのは800平方メートルということですので、非常にまだまだ使われていない土地があるわけですし、建設するまでには、まだ時間があると思うんですね。そこを、ぜひとも先ほど鯨井議員が紹介してくれましたけれども、鳥取方式の芝生化、芝生公園、フリースペースとして市民の皆さんが憩いの場にしたり、または、いろんな農産物の収穫時期にあわせて直売所を作ったりとか、また、八街に行けばおいしい野菜があるというようなPRもできますし、駅のJRの乗客も増やすことにもつながると思いますので、この辺、市民が利用できるフリースペース広場として整備して、活用していかれたらいかがかと思うんですけれども、この辺、市長いかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

構想は本当にいい構想なんですけれども、野菜を売ることなんですけれども、今、市役所の前で日曜市場が開催されております。これも何人かは来ていますけれども、店舗がきっと3店舗くらい来てやっています。それと、土曜市があります。JAが売店を開設しております。それで、今度ぼっちが、また野菜を主に最近、一時、野菜が少ないというようなことで、私もあそこの店長に野菜が間に合うように仕入れなくちゃだめだよと言って話をし、最近野菜もいっぱいあるようございますので、そこへもってきて、今度そのような施設を作ると同時に、じゃあ出す人が、だれが出してくれるかなと、こんなこともございます。それで、それが長くずっと続くなら、またそれなりの施設を作ればいいんですけれども、露天ですと、雨が降った場合には中止ですとか、そうやってきますと安定性がございませんので、今度出す人があてになりませんから、出してきませんから。ですから、今、構想としては、本当に私はいい構想だと思います。ですが、これをずっとそこでもって八街産の朝どり野菜とか何か銘打って販売するならいいと思いますけれども、そうじゃないと、ちょっと懸念することがあるんですよ。

ですから、今言った大府市とか、茨城とか大府市なんか、もうそこに店長さんがいて、あそこは売上日本一だそうですから。店長さんがいて、そこで自分のスペースがあって、なくなるとすぐメールか、電話をして、「ないから荷を持ってこい」というようなことで、それで、あそこは大府市のあれは条件もいいんですよ。周りに広いいろんな施設があって、それで食堂もすごい立派な食堂が、食堂だけでも観光客がそこへ行って食べるほどの広いバスの停留所もあるし、食堂もあるし、もう魚から何でもあるわけですから。その特徴というのは、店長がいて、絶対安くしてはだめだよ。荷を持ってきて変なちょっとB品みたいなものがまじったやつは、これは持ち帰りなさいと、だめですと。そういうふうにして、生鮮をして、そこへ出して、そのかわり価格は絶対下げないと。それが定着して、今大人気になっているんですよ。そういうところを私も見てきましたけれども。

ですから、この八街の場合には、ちょっと生産地なんですけれども、農家の人スーパーにも野菜を出しているんですよ、JAを通じてみんな。するとスーパーも八街産地の野菜があると言って、千葉の方からそれがメインで、また買いに来るんですよ。ですから、一時的な施設も何も作らないで、露天でそういうのをやるというのは、ちょっと安定性がないので、そうしますと、出荷する人も安定性がないので。ですから、ちょっと今の段階では、土地利用については考えているんですけれども、なかなかそういう1日のイベントならいいんですけれども、そういう長期にわたっての安定的なものとしては、ちょっと不可能だと私は思っております。

ですから、それよりも早く、平成6年頃から検討して複合施設を作るといような目標はございますので、ですから、その間、どんなふうにして使うかというように、一時はこの商店街の人にやってくれるというから、それは商店街の人がやってくれば一番いいということで、商工会議所も行ったんですけれども、なかなかそれが最終的には進まなかったというように。

ですから、これからいろんな面で検討はしてまいりますけれども、今の構想はちょっと続かないんじゃないかと思います。以上です。

○川上雄次君

市長が言ったのは、つくば市の瑞穂市場ですね。わかりました。

今よく、フリーマーケットというのはかなりあちこちでできていますよね。それと同じように駅前のところをきれいに芝生化していただければ、フリーマーケットのような形で農家の方が自己責任で展示して販売して、自己責任で選種するというような、そういう形も小さく産んで、大きく育てればいいんじゃないかなと思っていますので、ひとつ、今の未利用地をもうちょっと、そういったフリースペース化して、いろんな知恵がそこから生まれるような場にできないかなと思うんですけれども、そういった整備はいかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

農家の人がやりたいということであれば、農家のだれでもやりたいということであれば、利用していただくのはやぶさかではございませんから、それは結構なんですよね。だけど市がそういう整備をして貸すとなると、いろんなことが起きますので。ですから、農家の人がやるなら、私はいいと思いますよ。農家とか、個人がそこへ来て、あそこでやりたいから貸してくれということなら、それは別に問題ないと思います。市でも今のところあいていますから、それは貸してもいいですよ。管理してくればいいですよ。以上です。

○川上雄次君

市長からいい話をいただいたので、これがどう、それが発展するか、もうちょっと私も勉強していきたいと思います。

あと、八街市の景観、すばらしいものを活かすということで、ぼっちが大変話題になりましたけれども、実際、今、八街市内を見てみると、昔ながらのぼっちの姿じゃなくて、ブルーシートが乗っかっているとか、ちょっと風情がなくなっていると思うんですけれども、場所を何カ所か決めて、モデル地域を作って、昔ながらのわらのぼっちを、やっている方はいらっしゃいますから、そういったところを何カ所かずつでも作って、それをいろんなマスメディアに紹介したいとか、写真展をしたりとか、そういった八街は日本一の落花生と言われているんですから、その日本一の落花生ができましたということを情報発信する意味でも、そういった取り組みはできないでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

昔ながらのぼっちということでございますけれども、確かに中には昔ながらのぼっちの写真を撮りたいから紹介してほしいという方もございます。しかしながら、現状を見ますと、やはり上にかぶせるわらが今ないというのが一番の事情でございます。それでブルーシートですと売っておりますし、簡単に設置できるということから、ブルーシートに変わってきたものでございますけれども、従来の姿のぼっちということになりますと、まず、そのわらの確保から始めなければならないものですから、その辺のところから、どのように確保できるか、また、そういった形で残せるかというのは、今後の検討課題とさせていただきます。

いと思います。

○川上雄次君

部長の言うことは十二分に知っているんですよ。だから、行政の手助けが必要だと、このように思います。落花生についても、日本一の落花生ですけども、花が咲いて地面の中に実がなるということを知らない人もいます。また、落花生のあのきれいな黄色い花も知らない人も多いですから、いろいろ落花生情報を発信して、また、ぼっち等の風物詩も美しい景観として、八街市も伝統工芸、いろいろ保護していますけれども、落花生のいろんな情報も発信することによって、街おこし、また落花生の売上にも結び付けると。そういった取り組みをしてもらいたいと、このように思いますので、この点、時間もなくなってきたので、このことを執行部の皆さんにお願いをして、さすが八街は落花生の街だと言われるような街づくりに結び付けてもらいたいと、このように要望いたします。よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は、すべて終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日8日は、議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

明日8日は、休会することに決定しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

本日の会議は、これで終了します。

9日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

長時間、ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時27分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

